

●農業共済組合模範共済規程例の基準

〔平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知〕

改正 平成17年2月28日16経営第7385号、18年3月30日17経営第7285号、19年4月2日18経営第7035号、平成22年2月1日21経営第5586号、平成22年3月30日21経営第7191号、平成23年6月20日23経営第670号、平成23年9月30日23経営1814号、平成26年1月27日25経営3018号、平成27年1月9日26経営2541号、平成27年4月27日26経営3588号、平成28年3月31日27経営第3406号、平成29年6月21日29経営第731号、平成29年7月31日29経営第1215号

〇〇村（市区町）農業共済組合共済規程

第1章 総則（第1条～第24条）

第2章 農作物共済（第25条～第42条）

第3章 家畜共済（第43条～第76条）

第4章 果樹共済（第77条～第97条）

第5章 畑作物共済（第98条～第118条）

第6章 園芸施設共済（第119条～第142条）

第7章 任意共済

第1節 建物共済（第143条～第168条）

第2節 建物共済の特約

第1款 新価特約（第169条～第173条）

第2款 小損害実損填補特約（第173条の2～第173条の4）

第3款 臨時費用担保特約（第174条～第176条）

第4款 費用共済金不担保特約（第177条）

第5款 収容農産物補償特約（第178条～第182条）

第6款 継続申込特約（第183条・第184条）

第7款 共済掛金等分割払特約（第185条～第188条）

第8款 自動継続特約（第189条～第190条）

第3節 農機具共済

第1款 通則（第191条～第208条）

第2款 農機具損害共済（第209条～第218条）

第3款 農機具更新共済（第219条～第231条）

第4節 農機具共済の特約

第1款 付保割合条件付実損填補特約（第232条～第234条）

第2款 臨時費用担保特約（第235条～第237条）

第3款 継続申込特約（第238条・第239条）

第4款 共済掛金等分割払特約（第240条～第243条）

第5款 自動継続特約（第244条～第245条）

第6款 地震等担保特約（第246条・第247条）

第8章 損害評価会及び損害評価員等（第248条～第255条）

第9章 家畜診療所（第256条～第258条）

附 則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、この組合が農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う農業共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)

第2条 この組合は、その行う共済事業のうち、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第3号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第4号、畑作物共済にあつては第5号、園芸施設共済にあつては第6号、建物共済のうち建物火災共済にあつては第7号、建物共済のうち建物総合共済にあつては第8号、農機具共済のうち農機具損害共済にあつては第9号、農機具共済のうち農機具更新共済にあつては第10号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この組合との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻、陸稻及び麦

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日（法第84条第1項第3号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日）を経過した牛（以下「成牛」という。）、子牛等（成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下同じ。）、出生の年の末日（同号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日）を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。）から出生後第8月の月の末日までの肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）

共済事故 牛・馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡

(3) 共済目的 ○○○及び○○（屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている第6号の特定園芸施設を用いて栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下（法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済に

- あつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少)
- (4) 共済目的 ○○○及び○○(前号かつこ書に規定する果樹及びその生育の程度が毎年結実する状態に達していない果樹を除く。)
- 共済事故 風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷
- (5) 共済目的 ○○○及び○○(次号の特定園芸施設(気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(当該施設に附属する設備を含む。))を除く。))を用いて栽培されているものを除く。))並びに蚕繭
- 共済事故 農作物にあつては風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収、蚕繭にあつては蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び獣害による減収
- (6) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。))の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。))のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。))が農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。))第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。))を除く。以下「特定園芸施設」という。))
- 共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害
- (7) 共済目的 建物(特定園芸施設を除き、畳、建具その他家具類及び農機具を含む。次号において同じ。))
- 共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体(雨、雪、ひょう等を除く。))の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊(風水害等の自然災害による場合を除く。))、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触(風水害等の自然災害による場合を除く。))、給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含む。))に生じた事故又は当該共済の共済関係の存する者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水又は出水による水ぬ

れ（風水害等の自然災害による場合を除く。）、盗難（未遂を含む。第9号において同じ。）によるき損又は汚損及び騒乱その他これに類似する集団行動に伴う暴行（以下「火災等」と総称する。）

（8） 共済目的 建物

共済事故 火災等及び風水害、雪害その他の自然災害（落雷を除く。以下第7章第1節及び第2節において同じ。）

（9） 共済目的 農機具（未使用の状態で取得され、かつ、別表第○号に掲げる機種に限る。次号において同じ。）

共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、物体の落下又は飛来、盗難による盗取又はき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損、風水害、雪害その他の自然災害（地震若しくは噴火又はこれらによる津波（以下「地震等」という。）及び落雷を除く。第7章第3節及び第4節において同じ。）、衝突、接触、墜落、転覆及び異物の巻込みその他これらに類する稼働中の事故（以下「火災・自然災害等」と総称する。）

（10） 共済目的 農機具

共済事故 火災・自然災害等及び共済責任の終了又は満了に伴う経年減価

2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

（1） 疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。

（2） 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

（3） 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。

（4） 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日以上生死が分明でないとき。

（5） 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。

（6） 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。

（7） 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。

3 第48条の包括共済関係の成立により消滅した第56条第1項の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第5号及び第6号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。

4 この組合の包括共済に付されていた家畜であって、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継によりこの組合の他の包括共済に新

たに付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現にこの組合と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。

- 5 収穫共済のうち〇〇〇及び〇〇に係る法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済に限り、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする。
- 6 第1項第4号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつては、その程度が、その埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として第89条第5項の規定によりこの組合が定める金額を超える程度のものとし、損傷にあつては、その損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の3分の2以上の部分にわたる程度のものとする。
- 7 次に掲げる物は、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。
 - (1) 次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われないうおそれがある施設園芸用施設を除く。以下「附帯施設」という。）
 - イ 温湿度調節施設
 - ロ かん水施設
 - ハ 排水施設
 - ニ 換気施設
 - ホ 炭酸ガス発生施設
 - ヘ 照明施設
 - ト しゃ光施設
 - チ 自動制御施設
 - リ 発電施設
 - ヌ 病虫害等防除施設
 - ル 肥料調製散布施設
 - ヲ 養液栽培施設
 - ワ 運搬施設
 - カ 栽培棚
 - コ 支持物
 - (2) 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（法第3章の規定による農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物及び育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）
- 8 第178条第1項に規定する収容農産物は、同項に規定する収容農産物補償特約を付する場合に限り建物総合共済の共済目的とすることができる。
- 9 第1項第9号に規定する未使用の状態で取得された農機具以外の農機具は、第232条に規定する付保割合条件付実損填補特約を付する場合に限り農機具損害共済の共済目的とす

ることができる。

- 10 農機具共済については、第246条に規定する地震等担保特約を付する場合に限り、地震等を共済事故とすることができる。

(備考)

- 1 法第85条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う組合又は法第85条第2項後段の規定により農作物共済自体を行わない組合にあつては、第1項中不要の部分を削ること。
- 2 法第85条第4項の規定により、水稻につき病虫害を共済事故としない組合にあつては、第1項第1号中「病虫害」の次に「(水稻については、いねしらはがれ病菌による病害、いねおうかいしゆく病菌による病害その他その防止の方法が確立されていない病虫害で農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号)第2条第3号の規定に基づき農林水産大臣が指定したものに限る。)」を加えること。この場合において、その区域の一部においてのみ水稻につき病虫害を共済事故としない組合にあつては、本備考中「(水稻)」を「(この組合と法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定する地域内に住所を有する組合員又はその構成員の全てが当該地域内に住所を有する法第16条第1項の農作物共済資格団体との間に成立する農作物共済の共済関係に係る水稻)」に改めること。
- 3 法第150条の3の2の規定により農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とする組合にあつては、第1項第1号中「鳥獣害」の次に「(法第150条の3の2に規定する農作物共済にあつては、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少)」を加えること。
- 4 法第85条第10項において準用する同条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う組合又は同条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない組合にあつては、第1項から第4項までの規定中不要の部分を削ること。
- 5 子牛等を家畜共済の共済目的としない組合にあつては、第1項第2号中「(以下「成牛」という。)、子牛等(成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下同じ。)」及び「牛の胎児及び」を削り、第2項第7号を削ること。
- 6 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあつては、第1項第2号中「豚をいう。以下同じ。)」の次に「。ただし、第43条第4項の規定により成立する共済関係(以下「特定包括共済関係」という。)にあつては、出生後第20日の日を経過した肉豚。」を加えること。
- 7 果樹共済を行わない組合又は収穫共済若しくは樹体共済のいずれかを行わない組合にあつては、この条中不要の部分(第7項第2号を除く。)を削る等所要の手直しを行うこと。
- 8 第1項第3号及び第4号中「○○○」及び「○○」には、法第84条第1項第4号又は第5号の果樹のうち組合がその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹を規定すること。

- 9 指定かんきつ又はなしをその行う収穫共済又は樹体共済において共済目的の種類とする組合においては、第1項第3号又は第4号を規定するに当たっては、指定かんきつにあっては共済目的とするものを「指定かんきつ（〇〇をいう。以下同じ。）」と規定し、なしにあっては「なし（支那なしの品種を除く。）」と規定すること。
- 10 法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済を行わない組合又は当該収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹の全てにつき果実の品質の低下を共済事故としない組合にあっては第1項第3号中「及び品質の低下」を削り、第5項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 11 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済を行わない組合にあっては、第1項第3号中「（法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあっては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）」を削り、第6項中「第89条第5項」を「第89条第4項」に改める等所要の手直しを行うこと。
- 12 畑作物共済の全部又は一部を行わない組合にあっては、この条中不要の部分（第7項第2号を除く。）を削る等所要の手直しを行うこと。
- 13 第1項第5号中「〇〇〇」及び「〇〇」には、法第84条第1項第6号の農作物のうち組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物を規定すること。
- 14 いんげん、てん菜又は茶をその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第1項第5号中「〇〇」とあるのは「いんげん（手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげんのいんげんの品種に限る。）」、「てん菜（専ら製糖用に供するため栽培される品種に限る。）」又は「茶（冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）」と規定すること。
- 15 てん菜又はさとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第1項第5号中「農作物の減収」を「農作物の減収（てん菜又はさとうきびにあっては、農作物の減収及び糖度の低下）」に改めること。
- 16 法第150条の6第1項第2号の規定により茶をその行う畑作物共済の共済目的とする組合にあっては、第1項第5号中「農作物の減収」を「農作物の減収（第111条第5項に規定する畑作物にあっては、風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収を伴う生産金額の減少）」に改めること。
- 17 園芸施設共済を行わない組合にあっては、第1項第3号中「第6号」を「法第84条第1項第7号」に、同項第5号中「次号」を「法第84条第1項第7号」に、同項第7号中「特定園芸施設」を「法第84条第1項第7号の特定園芸施設」に改め、不要の部分の削る等所要の手直しを行うこと。
- 18 附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては第7項を削り、附帯施設の全部若しくは一部又は施設内農作物のいずれかをその園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては第7項中不要のものを削る等所要の手直しを行うこと。

19 附帯施設については、第7項第1号に掲げる施設の範囲内において具体的名称を規定してもよい。

20 任意共済の全部又は一部を行わない組合にあっては、この条中不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済掛金の払込義務)

第3条 組合員は、この規程で定めるところにより、共済掛金のうち組合員の負担に係る部分の金額（以下「組合員負担共済掛金」という。）をこの組合に払い込まなければならない。

(事務費の賦課)

第4条 この組合は、毎事業年度、この組合が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び〇〇県（都道府）農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用を組合員に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、総代会で定める。

- (1) 水稻共済割
- (2) 陸稲共済割
- (3) 麦共済割
- (4) 家畜共済割
- (5) 果樹共済割
- (6) 畑作物共済割
- (7) 園芸施設共済割
- (8) 組合員割
- (9) ………

3 任意共済の事務費の賦課額は、建物共済にあっては建物火災共済又は建物総合共済ごと、農機具共済にあっては農機具損害共済又は農機具更新共済ごと（以下「任意共済の種類」と総称する。）に共済金額に任意共済の種類ごとに総代会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第178条第1項の規定により収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済（以下「収容農産物補償特約付建物総合共済」という。）の事務費の賦課額は、前項の金額に総代会で定める金額を加えた金額とする。

5 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の払込期限（家畜共済割、果樹共済割、畑作物共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあっては第74条第1項、第88条第1項、第117条第1項又は第141条第1項の規定により組合員負担共済掛金の分割払込みが認められている場合にはその第1回目の払込期限、組合員割により賦課する賦課金にあっては〇〇についての組合員負担共済掛金の払込期限）と同一の期限とする。

6 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面を

もってするものとする。

(備考)

- 1 特定組合にあっては、第1項中「及び〇〇県（都道府）農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用」を削ること。
- 2 総代会を設けていない組合にあっては、第2項から第4項までの規定中「総代会」を「総会」に改めること。
- 3 第2項各号列記の部分、第3項及び第5項括弧書は、それぞれの組合の実態に応じ適宜改めること。
- 4 第5項括弧書中〇〇には、水稻、陸稻、麦1類、麦2類、麦3類、麦4類、麦5類、麦6類、麦7類、麦8類、家畜、第13条第1項第3号若しくは第4号の果樹又は同項第5号の農作物若しくは蚕繭のいずれかを規定すること。なお、当該組合との間に共済関係の存する者の全てが家畜共済の共済関係が存する組合にあっては家畜を、当該組合との間に共済関係の存する者の全てが園芸施設共済の共済関係が存する組合にあっては第129条第1項の特定園芸施設等（附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては特定園芸施設）を規定してもよい。
- 5 第2項第3号の麦共済割は、麦1類、麦2類、麦3類、麦4類、麦5類、麦6類、麦7類又は麦8類ごとに規定してもよい。

(督促及び滞納処分)

- 第5条 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金又は賦課金（以下この条及び次条において「組合員負担共済掛金等」という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。
- 2 この組合は、前項の規定による督促をした場合において、正当な理由がないのに、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までに滞納に係る組合員負担共済掛金等及びこれに係る次条第1項の延滞金を完納しないときは、〇〇村（市区町）に対し、その徴収を請求するものとする。
 - 3 前項の規定による請求をした場合において、〇〇村（市区町）が地方税の滞納処分の例によりこれを処分したときは、この組合は、その徴収金額の100分の4に相当する金額を当該〇〇村（市区町）に交付するものとする。
 - 4 〇〇村（市区町）が第2項の規定による請求を受けた日から30日以内にその処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しないときは、この組合は、〇〇県（都道府）知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例によりこれを処分するものとする。
 - 5 前2項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 - 6 第1項の規定による督促は、民法（明治29年法律第89号）第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとする。

(延滞金)

- 第6条 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る組合員負担共済掛金等の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からそ

の完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 滞納に係る組合員負担共済掛金等の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- 3 前2項の規定により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 4 この組合は、特別の事由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(組合員負担共済掛金等に関する権利の消滅時効)

第7条 組合員負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、組合員負担共済掛金の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止等)

第8条 共済金の支払を受ける権利は、これを譲渡し、又は差押えることができない。

- 2 組合員は、この組合に支払うべき組合員負担共済掛金及び賦課金について相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(共済金の最低額)

第9条 この組合が組合員に対して支払う共済金の額は、この組合が〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(備考)

特定組合にあつては、この条中「〇〇県（都道府）農業共済組合連合会」を「政府」に改めること。

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第10条 農作物共済の共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第8項において同じ。）は、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体。）の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人がこの組合の組合員でないときは、この限りでない。

- 2 家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済の共済目的又は任意共済の共済目的である建物若しくは農機具の譲受人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）は、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。この場合において、家畜共済にあつては譲受人の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）が〇〇県（都道府）の区域外にある場合、

家畜を〇〇県（都道府）の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合及び承諾の申請につき第47条第1号又は第4号に掲げる事由がある場合、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあっては譲受人の住所（譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。）が〇〇県（都道府）の区域外にある場合、任意共済にあっては第145条又は第193条の事由がある場合には、この組合は、承諾を拒むものとする。

- 3 この組合は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について第2項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該共済関係に係る共済掛金期間の満了の時にこの組合の組合員である場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。
- 4 第2項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所（譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。）、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、この組合に承諾の申請をしなければならない。
- 5 任意共済について前項の申請を受けた場合において、この組合がその申請を承認したときは、この組合は、共済掛金及び事務費賦課金（以下この項及び第7章において「共済掛金等」という。）の増額をすることができるものとする。この場合において共済掛金等の増額は将来に向かってのみ効力を有する。
- 6 この組合は、第4項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- 7 第2項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。
- 8 農作物共済の譲受人でこの組合の組合員でないものについては、第2項前段、第4項、第6項及び第7項の規定を準用する。
- 9 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、前8項の規定を準用する。

（損害防止の義務等）

第11条 組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

- 2 この組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することができる。
- 3 組合員は、その加入する任意共済の共済目的に第2条第1項第7号から第10号までに掲げる共済事故又はその原因が生じたときは、損害の防止又は軽減に努めなければならない。

（損害防止の処置の指示）

第12条 この組合は、組合員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員の負担した費用は、この組合の負担とする。

（損害防止施設）

第13条 この組合は、家畜診療所のほか、損害防止のため必要な施設をすることができる。

（備考）

家畜診療所を設けない組合にあっては、「家畜診療所のほか、」を削ること。

(立入調査権)

第14条 この組合は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第15条 組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

2 組合員は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの組合に通知しなければならない。

(1) 共済事故の種類

(2) 共済事故の発生の年月日

(3) 共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況

(4) その他被害の状況が明らかとなる事項

3 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書（第2条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類）を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）に係る通知については、この限りでない。

4 第2項の場合において、必要があると認めるときは、この組合は、死体の剖検をし又は廃用に係る家畜のと殺若しくは法令の規定によると殺処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。また、第51条第1項第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない旨組合員が申出をしているときは、この組合は、火災にあつては出火の事実がわかる書類、気象上の原因による災害にあつては気象観測資料等を徴するものとし、伝染病にあつては家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があつた場合を除き、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあつた事実を確認するものとする。

5 園芸施設共済に係る第121条第2項又は第3項の申出をした組合員は、第2項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書（撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出しなければならない。

6 園芸施設共済に係る第121条第2項又は第3項の申出をした組合員は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額（規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。）又は園芸施設復旧費用額（同条第3項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。）に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であつて、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を

延長することができる。

- 8 組合員は、この組合の要求があるときは、任意共済に係る第2項の損害に関する書類を組合に提出しなければならない。

(備考)

- 1 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあつては、第4項中「又は第2号」を「、第2号又は第6号」に改めること。
- 2 特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない組合にあつては、第5項から第7項までを削る等所要の手直しを行うこと。

(損害の認定)

第16条 この組合が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つてするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第17条 この組合は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(共済金の支払方法)

第18条 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済に係る共済金の組合員への支払は、附属書共済金支払規程で定めるところによるものとする。

(備考)

法第85条第2項後段の規定により農作物共済自体を行わない組合、同条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない組合又は果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済若しくは任意共済を行わない組合にあつては、不要の共済事業を削ること。

(共済金の仮渡し)

第19条 この組合は、共済金の仮渡しをすることができる。

- 2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この組合が〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡し額を下らないものとする。

(備考)

特定組合にあつては、第2項中「〇〇県（都道府）農業共済組合連合会」を「政府」に改めること。

(支払責任のない損害)

第20条 この組合は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害

(2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害（園芸施設共済事業及び任意共済事業に

係る損害に限る。)

- (3) 組合員又はその法定代理人(組合員以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。)の故意又は重大な過失によって生じた損害。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (4) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。)

(危険の減少)

第21条 共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(共済関係の無効の場合の効果)

第22条 この組合は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、組合員が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第23条 組合は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権(以下この条において「組合員債権」という。)について当然に組合員に代位する。

(1) この組合が支払った共済金の額

(2) 組合員債権の額(前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、組合員債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、組合員は、組合員債権のうち組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(農協等への事務委託)

第24条 この組合は、組合員負担共済掛金及び賦課金並びに第6条第1項の延滞金の徴収(第5条(第75条、第88条第4項、第117条第5項及び第141条第6項において準用する場合を含む。)の規定による督促及び滞納処分を除く。)に係る事務、損害防止のため必要な施設に係る事務、第32条第1項の農作物共済の共済細目書、第45条第1項の家畜共済の申込書、第80条第1項の果樹共済の申込書、第101条第1項の畑作物共済の申込書又は第121条第1項の園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買

数量若しくは価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を〇〇農業協同組合又は〇〇農業協同組合連合会に委託することができるものとする。

（備考）

この規定は、法第85条の12第1項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会に事務の委託をする組合についての規定であって、事務の委託を行わない組合にあつてはこの規定を削り、ここに列記する事務のうち一部に限って事務の委託をする組合にあつては不要のものを削ること。

第2章 農作物共済

（備考）

法第85条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う組合にあつては、不要の部分の削る等所要の手直しを行うこと。また、同項後段の規定により農作物共済自体を行わない組合にあつては、この章を削る等所要の手直しを行うこと。

（共済関係の当然成立）

第25条 水稻、陸稲若しくは麦の耕作の業務を営む者で、その営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが定款第9条第1号から第3号までに掲げる基準に達するもの（以下この条において「農作物当然加入資格者」という。）が組合員となったとき又は組合員で農作物共済の共済関係の存しないものが農作物当然加入資格者となるに至ったときは、その時に、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。

ただし、本条又は次条第3項の場合において、定款第11条第1項の規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうちに新規開田地等（同項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕地に係る水稻のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稻については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

（共済関係の任意成立）

第26条 組合員で水稻、陸稲又は麦の耕作の業務を営むもののうち農作物共済の共済関係の存しないものは、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次の事項を記載した申出書をこの組合に提出してするものとする。

（1）申出者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体（法第16条第1項の「農作物共済資格団体」をいう。以下同じ。）たる組合員にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）

（2）共済目的の種類

（3）耕地の所在地及びその耕作面積

3 第1項の申出があつたときは、その申出を受理した日から起算して20日を経過した時に、当該申出をした者とこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただ

し、この組合が、その申出を受理した日から起算して20日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

（共済関係が存しない場合）

第27条 第25条又は前条第3項の場合において、これらの規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻、陸稻又は麦が、その共済関係の成立の際、現に共済責任期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者の業務とする耕作に係る水稻、陸稻又は麦で特定の年産に係るものにつき、次に掲げる事由がある場合において、この組合が当該事由が存する旨の〇〇県（都道府）知事の認定を受けて指定したときは、当該指定に係る農作物については、当該共済関係は、存しないものとする。

（1）当該農作物が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

（2）当該農作物に係る基準収穫量（第38条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の適正な決定が困難であること。

（3）当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

（共済関係の消滅）

第28条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに水稻、陸稻及び麦の耕作の業務を営む者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者でその営む水稻、陸稻又は麦ごとの耕作の業務の規模がいずれも定款第9条第1号から第3号までに掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。

3 前項の申出は、申出書をこの組合に提出してするものとする。

4 第2項の申出があったときは、その申出を受理した時に、農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。

（共済関係の停止）

第29条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者は、その営む水稻、陸稻又は麦ごとの耕作の業務の規模が定款第9条第1号から第3号までに掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物については、当該基準に達しない年ごとに、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

2 前項の申出は、当該農作物について共済責任期間が開始する2週間前までに、申出書をこの組合に提出してするものとする。

3 第1項の申出があったときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、この組合と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(共済関係の消滅しない場合)

第30条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合（この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が農作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該農作物共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者の業務とする耕作に係る第2条第1項第1号の農作物がその移転の際現に次条各号に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

(共済責任期間)

第31条 農作物共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 水稻については、本田移植期（直播をする場合にあつては、発芽期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 陸稲及び麦については、発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

(共済細目書の提出)

第32条 組合員は、毎年次の各号に掲げる期日までに、この組合に、共済細目書を提出しなければならない。

- (1) 水 稻 〇月〇日
- (2) 陸 稻 〇月〇日
- (3) 麦1類 〇月〇日
- (4) 麦2類 〇月〇日
- (5) 麦3類 〇月〇日
- (6) 麦4類 〇月〇日
- (7) 麦5類 〇月〇日
- (8) 麦6類 〇月〇日
- (9) 麦7類 〇月〇日
- (10) 麦8類 〇月〇日

2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合員の氏名及び住所（法人たる組合員にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体たる組合員にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 共済目的の種類
- (3) 耕地の所在地及びその耕作面積（法第150条の3の2の規定による農作物共済に付すことを申し込む場合にあつては、耕地の所在地及びその耕作面積並びに当該農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。

以下同じ。)に係る収穫物の出荷計画)

(4) その他共済目的を明らかにすべき事項

- 3 第1項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 4 この組合から規則第27条の6第1項に規定する承認を得ている組合員は、第1項各号に掲げる事項を電磁的方法により提出することができる。ただし、当該事項は期日までに組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることを要するものとする。
- (備考)

- 1 麦にあつては、麦1類から麦8類までの区分(以下「麦の類区分」という。)のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。
- 2 第1項各号列記中の月日には、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、共済責任期間の開始する時を当該地域の実情に応じて規定すること。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

- 第33条 水稻及び陸稻に係る農作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別(法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。)ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第36条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率(法第107条第1項の農作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。
- 2 麦に係る農作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第47条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率及びこの組合の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物共済掛金国庫負担割合(法第12条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。
- 3 農作物共済に係る組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける組合員に係る組合員負担共済掛金は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により計算される金額から更に当該組合員の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。
- 4 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。
- (備考)

- 1 法第107条第4項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、第1項中「当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種

別に係る農作物基準共済掛金率（法第107条第1項の農作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」を「当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率（法第107条第4項の農作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」に、第2項中「当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率」を「当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率」に改めること。

- 2 法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合にあっては、第1項中「差し引いて得た金額」の次に「（法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済の共済関係に係る共済目的たる水稻にあっては、その金額から更にその金額に法第86条第2項の規定により農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額）」を加えること。

（組合員負担共済掛金の払込期限）

第34条 組合員は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に払い込むものとする。

- (1) 水 稲 ○月○日
- (2) 陸 稲 ○月○日
- (3) 麦1類 ○月○日
- (4) 麦2類 ○月○日
- (5) 麦3類 ○月○日
- (6) 麦4類 ○月○日
- (7) 麦5類 ○月○日
- (8) 麦6類 ○月○日
- (9) 麦7類 ○月○日
- (10) 麦8類 ○月○日

（備考）

- 1 麦にあっては、麦の類区分のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。
- 2 各号列記中の月日には、第32条第1項に規定する月日から2箇月を超えない範囲内の月日を規定すること。ただし、当該2箇月内に共済掛金額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期を考慮して当該月日を規定すること。

（共済金額）

第35条 農作物共済の共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに別表1の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき、同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額のうちから、組合員（法第106条第1項第3号又は第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、規則第4

7条の9においてそれぞれ規定する者に該当する者に限る。)が申し出たいずれかの金額
(組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに申出をしなかった場合に
あつては、甲の金額)とする。

別表 1

農作物共済の 共済目的の種 類等	農作物共済の共済事故等による種別			共済金額
水 稲	法第106条第 1項第1号に 規定する金額 を共済金額と する農作物共 済	1 法第85条第4項の 規定により水稻につ き病虫害を共済事故 としない農作物共済	100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
		2 1以外の農作物共 済	100分の30	
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第 1項第2号に 規定する金額 を共済金額と する農作物共 済	1 法第85条第4項の 規定により水稻につ き病虫害を共済事故 としない農作物共済	100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
		2 1以外の農作物共 済	100分の20	
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第 1項第3号に 規定する金額 を共済金額と する農作物共 済	1 法第85条第4項の 規定により水稻につ き病虫害を共済事故 としない農作物共済	100分の10	丙
			100分の20	
			100分の30	

		2 1 以外の農作物共 済	100分の10	
			100分の20	
			100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する 金額を共済金額とする農作物共済		100分の90	丁
			100分の80	
			100分の70	
陸 稲	法第106条第1項第1号に規定する金 額を共済金額とする農作物共済		100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
麦○類及び麦 ○類	法第106条第1項第1号に規定する金 額を共済金額とする農作物共済		100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金 額を共済金額とする農作物共済		100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金 額を共済金額とする農作物共済		100分の10	丙
			100分の20	
			100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する 金額を共済金額とする農作物共済		100分の90	丁
			100分の80	

		100分の70	
--	--	---------	--

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量（第38条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の30の場合にあっては、100分の70、100分の40の場合にあっては、100分の60、100分の50の場合にあっては、100分の50をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は100分の50とする。

乙は、組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の20の場合にあっては、100分の80、100分の30の場合にあっては、100分の70、100分の40の場合にあっては、100分の60をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は100分の40とする。

丙は、組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の10の場合にあっては、100分の90、100分の20の場合にあっては、100分の80、100分の30の場合にあっては、100分の70をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は100分の30とする。

丁は、組合員ごとに、基準生産金額に100分の〇〇を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100分の90の場合にあっては、100分の90、100分の80の場合にあっては、100分の80、100分の70の場合にあっては、100分の70に相当する金額（以下「特定農作物共済限度額」という。）をそれぞれ超えない範囲内において、当該組合員が申し出た金額とする。

なお、組合員が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期限日までに、同表中欄に掲げる割合又は金額について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は100分の70とし、当該組合員に係る金額は、基準生産金額に当該割合又は当該組合員が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の基準生産金額は、組合員ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第150条の3の3第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

3 第1項の単位当たり共済金額は、別表2の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額

とする。ただし、第1項の申出をしなかった場合にあっては、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額（飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては米粉の用に供するものとして定めた金額）のうち最低のものとする。

別表2

農作物 共済の 共済目 的の種 類等	農作物共済の共済事故等による種別			単位当たり共済金額
水 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の30	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち○番目に高額なもの（該当する金額がないときは、最低額の高額と同額）。ただし、飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては、飼料の用に供するものとして定めた金額のうち○番目に高額なもの、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては、米粉の用に供するものとして定めた金額のうち○番目に高額なもの。
			100分の40	
			100分の50	
		2 1以外の農作物共済	100分の30	同 上
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に	1 法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共	100分の20	同 上
			100分の30	

	規定する金額を共済金額とする農作物共済	済事故としない農作物共済	100分の40	同 上
		2 1 以外の農作物共済	100分の20	
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の10	同 上
			100分の20	
			100分の30	
		2 1 以外の農作物共済	100分の10	同 上
			100分の20	
			100分の30	
陸 稻	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち○番目に高額のもの（該当する金額がないときは、最低額の金額と同額）
			100分の40	
			100分の50	
麦○類 及び麦 ○類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	同 上
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の20	同 上
			100分の30	
			100分の40	

	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	同 上
		100分の20	
		100分の30	

(備考)

- 1 麦にあつては、麦の類区分のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。また、第1項中法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定した地域又は区域を含まない場合等組合が実施しない農作物共済の共済事故等による種別がある場合は、不要の農作物共済の共済事故等による種別を削る等所要の見直しを行うこと。
- 2 第3項の規定は、いずれの農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別についても法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最高額から数えて一定の順位の金額を定める場合の規定であつて、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに一の金額を定める場合にあつては、それぞれの区分ごとに規定すること。
- 3 法第107条第4項の規定により危険段階の別を定めた組合にあつては、第3項を次の例により規定すること。
 - 3 第1項の単位当たり共済金額は、別表第○の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第107条第4項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる金額とする。
- 4 規則第27条の8第3項の規定により単位当たり共済金額の選択につき個人選択の余地を認める組合にあつては、第3項の次に次の例により2項を加えること。この場合において、第5項各号列記中の月日には、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、共済細目書の提出期限よりも遅くない期限を当該地域の実情に応じて規定すること。
 - 4 組合員が、次の各号に掲げる農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額のうちの一の金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。
 - (1) 水 稲 法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、前項において規定した金額以外の全ての金額
 - (2) 陸 稲 同上
 - (3) 麦○類 同上
 - (4) 麦○類 同上
- 5 前項の申出は、毎年、次の各号に掲げる期日までに申出書をこの組合に提出してするものとする。
 - (1) 水 稲 ○月○日
 - (2) 陸 稲 ○月○日

(3) 麦○類 ○月○日

(4) 麦○類 ○月○日

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、この組合に係る農作物基準共済掛金率と同率とする。

(備考)

- 1 農作物基準共済掛金率に更に安全割増を加える必要がある組合にあつては、この条を次の例により規定すること。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる率とする。

- 2 法第107条第4項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び法第107条第4項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る農作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第107条第4項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる率とする。

- 3 法第107条第1項ただし書の規定により、共済掛金率を合併の前の組合の区域ごとに定める場合には、当該区域ごとに共済掛金率を定めること。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第37条 理事は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、毎年当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第31条の共済責任期間が開始する10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。
- 3 組合員は、いつでも、第1項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(備考)

法第107条第4項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、第1項中「農作物共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本

条において同じ。)及び住所(組合員たる農作物共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。)」を加え、第2項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。」を加えること。

(共済金の支払額)

第38条 農作物共済に係る共済金は、別表の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額とする。

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別			共済金
水 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
		2 1以外の農作物共済	100分の30	
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
		2 1以外の農作物共済	100分の20	
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第	1 法第85条第4項の	100分の10	丙

	1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の20		
			100分の30		
		2 1 以外の農作物共済	100分の10		
			100分の20		
			100分の30		
		法第150条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90		丁
	100分の80				
	100分の70				
	陸 稲	法第106条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	甲	
100分の40					
100分の50					
麦○類及び麦○類	法第106条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	甲		
		100分の40			
		100分の50			
	法第106条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	乙		
		100分の30			
		100分の40			
	法第106条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	丙		
		100分の20			
		100分の30			

	法第150条の3の3第1項に規定する 金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	丁
		100分の80	
		100分の70	

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により発芽せず、又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、その基準収穫量の、100分の30の場合にあっては、100分の30を、100分の40の場合にあっては、100分の40を、100分の50の場合にあっては、100分の50をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項甲の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

乙は、組合員ごとに、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、当該耕地ごとの基準収穫量の合計の、100分の20の場合にあっては、100分の20を、100分の30の場合にあっては、100分の30を、100分の40の場合にあっては、100分の40をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

丙は、組合員ごとに、共済事故による当該共済目的の減収量（当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年における当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第109条第3項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、上の表の中欄に掲げる割合から第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の、100分の10の場合にあっては、100分の10を、100分の20の場合にあっては、100分の20を、100分の30の場合にあ

っては、100分の30をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

丁は、組合員ごとに、共済事故による当該共済目的の種類等たる農作物の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る農作物の品質の程度に応じ規則第47条の8第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定された当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しない場合に、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額

2 前項の表の乙又は丙を共済金とする共済関係にあつては、組合員ごとに、同項の規定により共済金が支払われない場合又は第1号又は第2号に掲げる金額が前項の規定を適用して算定して得た金額を超える場合であつて、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）があるときは、同項の規定にかかわらず、第1号又は第2号に掲げる金額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

（1）別表1左欄に掲げる第35条第1項において組合員が選択した割合に応じ、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった農作物共済収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

（2）別表2左欄に掲げる第35条第1項において組合員が選択した割合に応じ、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった農作物共済収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

別表1

第35条第1項において組合員が選択した割合 又は同項において組合が定めた割合	率
100分の20	1
100分の30	7分の6

100分の40	7 分の 5
---------	--------

別表 2

第35条第 1 項において組合員が選択した割合 又は同項において組合が定めた割合	率
100分の10	1
100分の20	7 分の 6
100分の30	7 分の 5

3 第 1 項の表の甲、乙及び丙に係る基準収穫量並びに前項第 1 号及び第 2 号の基準収穫量は、法第109条第 4 項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

4 第 1 項の表の丁に係る基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに規則第47条の 8 第 2 項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

(備考)

1 麦にあっては、麦の類区分のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。また、第 1 項中法第85条第 4 項の規定により農林水産大臣が指定した地域又は区域を含まない場合等組合が実施しない農作物共済の共済事故等による種別がある場合は、第 1 項中不要の農作物共済の共済事故等による種別を削る等所要の見直しを行うこと。

2 法第150条の 4 第 1 項の農林水産大臣の定める基準に適合する組合にあっては、この条の次に次の 1 条を加えること。

(足切割合の特例的引き下げ)

第38条の○ 次の各号に掲げる農作物共済であって水稻に係るものについては、前条の規定にかかわらず、規則第47条の11第 2 項の農林水産大臣の定める金額を限度として、当分の間、当該各号に掲げる金額を共済金として支払うことができる。

(1) 法第109条第 1 項に規定する農作物共済 組合員ごとに、当該組合員が水稻の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による水稻の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第98条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかった耕地又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第 1 項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。以下この条において同じ。）がその耕地の基準収穫量の100分の20を超えた場合において、法第106条第 1 項第 1 号に掲げる金額に、別表 1 の左欄の区分及び同表の中欄に掲げる割合に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる率を乗じて得た金額に相当する金額

- (2) 法第109条第2項に規定する農作物共済 組合員ごとに、当該組合員が水稻の耕作を行う耕地ごとの共済事故による水稻の減収量の合計が当該耕地ごとの水稻に係る基準収穫量の合計の100分の15を超えた場合において、法第106条第1項第2号に掲げる金額に、別表2の左欄の区分及び同表の中欄に掲げる割合に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる率を乗じて得た金額に相当する金額

別表 1

区 分	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合	率
第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合が100分の30である場合	100分の20を超える割合	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合に4分の5を乗じて得た率から4分の1を差し引いて得た率
第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合が100分の40である場合	100分の20を超え100分の30以下の割合	0
	100分の30を超える割合	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合に7分の10を乗じて得た率から7分の3を差し引いて得た率
第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合が100分の50である場合	100分の20を超え100分の40以下の割合	0
	100分の40を超える割合	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合に3分の5を乗じて得た率から3分の2を差し引いて得た率

別表 2

区 分	法第109条第2項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合	率
第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合が100分の20である場合	100分の15を超える割合	法第109条第2項に規定する減収量の合計の同項の基準収穫量の合計に対する割合に17分の20を乗じて得た率から17分の3を差し引いて得た率
第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合が100分の30である場合	100分の15を超え100分の25以下の割合	0
	100分の25を超える割合	法第109条第2項に規定する減収量の合計の同項の基準収穫量の合計に対する割合に3分の4を乗じて得た率から3分の1を差し引いて得た率
第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合が100分の40である場合	100分の15を超え100分の35以下の割合	0
	100分の35を超える割合	法第109条第2項に規定する減収量の合計の同項の基準収穫量の合計に対する割合に13分の20を乗じて得た率から13分の7を差し引いて得た率

(共済金額の削減)

第39条 この組合は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該共済目的の種類に係る定款第55条第1項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該共済目的の種類に係る定款第57条第1項の特別積立金の金額

(備考)

特定組合にあつては、本条を削ること。

(共済金の支払の免責)

第40条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 組合員が第32条第1項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき。
- (5) 組合員が第32条第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 組合員が正当な理由がないのに第34条の規定による払込みを遅滞したとき。

2 この組合は、組合員が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この組合は、法第106条第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(共済金支払額、減収量等の公告)

第41条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量（第35条第1項甲に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項甲に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに第38条第1項甲の減収量が同項甲の基準収穫量のそれぞれ100分の30、100分の40及び100分の50を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項乙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項乙に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、第38条第1項乙の減収量が同項乙の基準収穫量の合計のそれぞれ100分の20、100分の30及び100分の40を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項丙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項丙に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、第38条第1項丙の減収量が同項丙の基準収穫量の合計のそれぞれ100分の10、100分の20及び100分の30を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項丁に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、第38条第1項丁の生産金額の減少額及び特定農作物共済減収量（規則第47条の8第1項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。）をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(備考)

組合が実施しない農作物共済の共済事故等による種別がある場合は、この条中不要の農作物共済の共済事故等による種別に係る記述を削る等所要の手直しを行うこと。

(無事戻し)

第42条 この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の○分の○に相当する金額（当該前3事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金（法第102条の規定による払戻金をいう。以下同じ。）の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻し（同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。）をするものとする。

(1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払いを受けないとき。（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

(2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る定款第57条第1項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 総代会を設けない組合にあつては、第1項中「総代会」を「総会」に改めること。
- 2 第1項中「○分の○」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。
- 3 第1項中「するものとする」とあるのは「することができる」に改めてもよい。
- 4 特定組合にあつては、第2項中「に当該共済目的の種類につき〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額」を削ること。

第3章 家畜共済

(備考)

法第85条第10項において準用する同条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う組合にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。また、同条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない組合にあつては、この章を削る等所要の手直しを行うこと。

この章には共済金額の削減及び無事戻しの規定が含まれていないが、共済金額の削減を行う組合（特定組合を除く。）又は無事戻しを行う組合にあつては、これらの規定を

設けてもよい。

(共済関係の成立)

第43条 乳牛の雌等（乳牛の雌及び乳牛の子牛等（規則第29条の乳牛の子牛等をいう。）をいう。以下同じ。）、肉用牛等（乳牛の雌等及び種雄牛以外の牛並びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。）、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚（以下「包括共済対象家畜」と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、組合員が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その飼養する包括共済対象家畜で第2条第1項第2号に掲げる牛（牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、飼養区分（規則第29条の2の飼養区分をいう。以下同じ。）ごとに家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、組合員がその飼養する種雄牛又は種雄馬で第2条第1項第2号に掲げる牛（成牛に限る。）又は馬であるものを家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

3 包括共済対象家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であつて、次の各号に掲げる事由があるものについては、第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

(1) この組合が当該組合員からの当該包括共済対象家畜についての第1項の規定による申込みにつき、第47条第1号の理由によりその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。

(2) 当該包括共済対象家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜につき当該組合員との間に第56条第1項の個別共済関係が存していること（当該包括共済対象家畜につき第48条の包括共済関係が存している場合を除く。）。

(備考)

1 子牛等を共済目的としない組合にあつては、第1項中「（牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる」を「、馬又は」に改め、第2項中「（成牛に限る。）」を削り、第3項中「子牛等及び」を削ること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあつては、第3項の次に次の例により1項を加えること。

4 肉豚を飼養する組合員で次に掲げる基準のすべてに適合する者が、その者の飼養する肉豚で出生後第20日の日を経過したものを一体として家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾した場合は、第1項の規定にかかわらず、当該承諾によって、当該肉豚に係る家畜共済の共済関係が成立するものとする。

(1) 必要に応じ実施する畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

- (2) 過去3年間に於いて母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後とも当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間に於いてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（特定包括共済関係の存する者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養するに至ったときは、当該肉豚を除く。以下この号に於いて同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- (4) 肉豚を過去3年間に於いて肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

（家畜共済への義務加入）

第44条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第2条第1項第2号に掲げる牛（12歳を超える種雄牛及び子牛（成牛以外の牛であつて、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものをいう。）を除く。）又は同号に掲げる馬（明け17歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するものは、次の各号に該当する場合を除き、当該家畜を家畜共済に付さなければならない。

- (1) 取引のため1年以内飼養する目的で飼養する場合
- (2) この組合が当該家畜についての前条第1項の規定による申込みにつき、第47条第1号の理由によりその承諾を拒んだ場合であつて、当該家畜を第56条第1項の規定により同項の個別共済関係に係る家畜共済に付することができないとき。
- (3) この組合が当該家畜についての前条第2項又は第3項の規定による申込みにつき、第47条第2号から第4号までの理由によりその承諾を拒んだ場合（同号の理由のなくなった場合を除く。）

（備考）

- 1 法第85条第2項後段の規定により、農作物共済自体を行わない組合にあつてはこの条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 子牛等を共済目的としない組合にあつては、「及び子牛（成牛以外の牛であつて、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものをいう。）」を削ること。

（家畜共済の申込み）

第45条 組合員が第43条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 共済関係の種類、第43条第1項の規定による申込みにあつては包括共済対象家畜の種

類並びに飼養頭数及び牛の胎児であってその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したもの（その共済掛金期間中に、達する可能性のあるものを含む。）の数、同条第2項又は第3項の規定による申込みにあつては共済目的の種類

(3) 申込みに係る家畜の飼養場所

(4) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第43条の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行い、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第49条第1項又は第3項の規定による異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(備考)

1 子牛等を共済目的としない組合にあつては、第1項第2号中「並びに飼養頭数及び牛の胎児であってその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したもの（その共済掛金期間中に、達する可能性のあるものを含む。）の数」を「及び飼養頭数」に改めること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあつては、第1項第2号中「共済目的の種類」の次に「、同条第4項の規定による申込みにあつては肉豚の飼養頭数」を加え、第3項中「又は第3項」を「、第3項、第4項又は第6項」に改めること。

(申込みの承諾を拒む場合)

第46条 この組合は、第44条の規定によりその飼養する家畜を家畜共済に付さなければならない組合員から牛（牛の胎児であってその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）又は馬についての第43条の規定による申込みがあった場合において、その申込みと同時に、第44条の規定により家畜共済に付さなければならない家畜及び子牛等でその申込みをした者の飼養するもののすべてについて、第43条の規定による申込みがなかったときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

(備考)

子牛等を共済目的としない組合にあつては、「（牛の胎児であってその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）」及び「及び子牛等」を削ること。

第47条 この組合は、組合員から第43条の規定による申込みを受けた場合において、その申込みにつき、次条の包括共済関係に係るものである場合にあつては第1号、第56条第1項の個別共済関係に係るものである場合にあつては第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(1) その申込みに係る家畜のうちに次号から第4号まで又は第56条第1項各号に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜をこの組合の次条の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。

- (2) その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいものであること。
- (3) その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- (4) その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、「その申込みにつき、」の次に「特定包括共済関係及び」を加え、第1号中「付している者」の次に「又は肉豚をこの組合の特定包括共済関係に係る家畜共済に付している者」を加えること。

(共済関係の消滅)

第48条 第43条第1項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に同条第3項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は消滅するものとする。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、次の例により2項を加えること。

- 2 特定包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった肉豚につき既に包括共済関係が成立しているときは、当該特定包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた包括共済関係は、消滅するものとする。
- 3 この組合との間に特定包括共済関係の存する者が第43条第4項に掲げる基準に適合しなくなったときは、その時に、その成立していた特定包括共済関係は、消滅するものとする。

(包括共済関係に係る共済目的の異動)

第49条 この組合との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第2条第1項第2号に掲げるものを飼養するに至ったときは、その時（その時に当該包括共済関係に係る共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの、馬又は種豚は、当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなったとき又はその者の飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したときも、また同様とする。

- 2 第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前か

ら引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第2条第1項第2号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

- 3 この組合との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該家畜又は牛の胎児は、当該家畜共済に付した家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は豚で第2条第1項第2号に掲げるものでなくなったときも、また同様とする。

（備考）

- 1 子牛等を共済目的としない組合にあっては、第1項中「若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの」を削り、「若しくは種豚」を「又は種豚」に改め、「又はその者の飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したとき」を削り、第2項中「若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの」を削り、第3項中「又は牛の胎児」及び「（牛の胎児を含む。以下同じ。）」を削ること。
- 2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第3項の次に次の例により3項を加えること。
- 4 この組合との間に特定包括共済関係の存する者の飼養している肉豚が出生後第20日の日を経過したときは、その時（当該特定包括共済関係の共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該肉豚は、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養するに至ったときも、また同様とする。
- 5 第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により特定包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、当該肉豚についても、また前項前段と同様とする。
- 6 この組合との間に特定包括共済関係の存する者が、この組合の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該特定包括共済関係に係る肉豚につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該肉豚は、当該家畜共済に付した肉豚でなくなるものとする。当該肉豚が種豚となったときも、また同様とする。

（共済関係の消滅しない場合）

- 第50条 この組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その者

が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。

(共済事故の一部除外)

第51条 この組合との間に乳牛の雌等、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号又は第5号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第1号から第3号まで又は第5号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号又は第5号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

(1) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。次号において同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

(2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用並びに疾病及び傷害

(3) 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であつて採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合における廃用

(4) 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であつて採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合における廃用並びに疾病及び傷害

(5) 疾病及び傷害

2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第1号及び第2号、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第2号に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

(1) 乳牛の雌等で第2条第1項第2号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時における当該組合員の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が6頭以上であること。

(2) 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

3 第1項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

(備考)

1 共済事故の一部除外を認めない組合にあつては、この条を削る等所要の手直しを行

うこと。

- 2 包括共済対象家畜のいずれかの種類について共済事故の一部除外を認めない組合にあっては、第1項及び第2項中不要の家畜を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 第1項各号に掲げるもののいずれかについて共済事故からの除外を認めない組合にあっては、同項中不要の号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第1項中「包括共済関係の存する者」の次に「又は特定包括共済関係の存する者」を、「第4号又は第5号のいずれか」の次に「、特定包括共済関係にあっては第6号」を加え、第5号の次に次の例により1号を加える。

(6) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病及び同法第4条第1項の届出伝染病（農林水産大臣が指定するものに限る。）に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡
また、第2項中「あっては第2号」の次に「、特定包括共済関係にあっては第3号」を加え、第2号の次に次の例により1号を加えること。

(3) 肉豚につき、期首頭数が200頭以上であり、かつ、当該特定包括共済関係に係る共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(子牛等の共済目的からの除外)

第52条 この組合との間に乳牛の雌等又は肉用牛等に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

(備考)

子牛等を共済目的としない組合にあっては、本条を削ること。

(共済責任の開始)

第53条 家畜共済に係る共済責任は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第49条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

- 2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第1項中「付された家畜」の次に「及び同条第4項又は第5

項の規定により特定包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜」を加えること。

(共済関係成立時等の書面交付)

第53条の2 組合は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときを除く。）は、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済掛金期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項から第4項まで、第45条第3項、第57条及び第64条の通知等をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第1項第8号中「第57条及び」を「第57条第1項から第4項まで及び第6項並びに」に改めること。

(加入証の交付)

第54条 この組合は、組合員に対し、共済掛金期間ごとに、家畜共済に付されている家畜に係る加入証を交付するものとする。

2 組合員は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、前項の加入証を提示しなければならない。

(共済掛金期間)

第55条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1年（肉豚に係るものにあつては、第2条第1項第2号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間。次項及び第58条第1項において同じ。）とする。

2 この組合は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を1年未満とすることができる。

3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第60条第1項において同じ。）は、第53条第1項本文又は第2項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目

的とする組合にあっては、第1項及び第3項中「（肉豚」の次に「（特定包括共済関係に係る肉豚を除く。）」を加えること。

（個別共済関係に係る家畜共済に付することができない場合）

第56条 次の各号のいずれかに該当する家畜は、新たに第43条第2項又は第3項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「個別共済関係」という。）に係る家畜共済に付することができない。

（1）12歳を超える牛及び明け17歳以上の馬

（2）6歳を超える種豚

2 家畜が前項各号のいずれかに該当するに至る前2年以内に新たに開始した個別共済関係は、その該当するに至った時に属する共済掛金期間の満了の時に消滅する。

（通知義務）

第57条 この組合との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に第49条第1項の規定による異動（牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したことによる異動を除く。）若しくは同条第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）又は牛の出生を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

2 この組合との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に付された牛の胎児であって、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上の子育の程度に達する可能性のあるものの価額が評価された後、当該胎児の品種が当該評価の時のものと異なるものとなり、当該価額の変更を必要とする場合には、当該牛の胎児が当該包括共済関係に係る家畜共済に付される日の前日までに、その旨をこの組合に通知しなければならない。

3 この組合との間に個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（備考）

1 子牛等を共済目的としない組合にあっては、第1項中「第49条第1項の規定による異動（牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したことによる異動を除く。）若しくは同条第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）又は牛の出生」を「第49条第1項又は第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）」に改め、第2項を削ること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第3項の次に次の例により3項を加えること。

4 この組合との間に特定包括共済関係の存する者は、当該特定包括共済関係に係る肉豚に第49条第4項前段又は第6項の規定による異動を生じたときは、その時の属する基準期間の終了後、遅滞なく、当該基準期間中における当該異動をこの組合に通知しなければならない。

5 前項の基準期間は、基準日（共済掛金期間の開始の日から1箇月を経過するごと

の日をいう。以下同じ。)の翌日から次の基準日までの期間とする。ただし、共済掛金期間を1年未満とする場合の当該共済掛金期間に係る最後の基準日は、当該共済掛金期間の満了の日とする。

- 6 この組合との間に特定包括共済関係の存する者は、第49条第4項後段の規定により当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚があったときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額)

第58条 家畜共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済掛金（共済金額に第62条の共済掛金率を乗じて得た金額（第55条第2項の規定により1年未満とされた共済掛金期間に係るものにあつては、月割によって計算された金額）をいう。次項において同じ。）から、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその2分の1、豚に係るものにあつてはその5分の2に相当する金額（その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 家畜共済に付した家畜で、その共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額を超えるものに係る組合員負担共済掛金の金額は、前項の規定にかかわらず次の算式により計算される金額とする。

$$F = B P + A Q - C$$

Fは、当該組合員負担共済掛金の金額

Pは、第62条の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率

Qは、第62条の共済掛金率からPを差し引いたもの

Aは、法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額

Bは、当該家畜の共済金額

Cは、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものについては共済掛金の2分の1、豚に係るものについては共済掛金の5分の2に相当する金額（その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）

(備考)

子牛等を共済目的としない組合にあつては、第1項及び第2項中「若しくは牛の胎児」を削ること。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第59条 第43条の規定による申込みをした者は、第45条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、あらためて第43条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 組合員は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。
- 4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予

期間とする。

- 5 この組合が第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の通知が到達した日（共済目的の譲受けの前に当該承諾の通知が到達した場合は、譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。
- 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（共済金額）

第60条 家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額の100分の〇〇（肉豚に係るものにあつては、100分の〇〇）を下らず、その時ににおける共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第63条第1項の家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。

この場合において、肉豚に係る家畜共済にあつては、飼養区分ごとに当該飼養区分に係る共済金額を当該飼養区分に係る共済掛金期間開始の時ににおける肉豚の頭数で除して得た金額は、同一事業年度内は同額とする。

- 2 包括共済関係に係る家畜共済（肉豚に係るものを除く。）の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。
- 3 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第49条第1項又は第2項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員は、共済掛金期間の中途においても、当該共済目的の異動があった日から2週間以内に、この組合に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。
- 4 組合員は、前項の規定による請求をしたときは、その請求の日から2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。
- 5 第3項の規定による請求に係る共済金額の増額は、前項の規定によりその差額をこの組合に払い込んだ日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- 6 家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、組合員は、新たな共済掛金期間の開始の時ににおいて、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。
- 7 第3項及び第6項の規定による場合のほか組合員（特定包括共済関係に係る組合員を除く。）は、新たな共済掛金期間の開始の時ににおいて、この組合の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、第47条の規定を準用する。

- 8 第3項、第6項又は第7項の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第1項の規定にかかわらず、その変更の時ににおける共済価額の100分の〇〇を下らず、その時ににおける共済価額の100分の80を超えない範囲内において定めなければならない。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第1項中「家畜ごとに」の次に「、特定包括共済関係に係るもの」にあってはその当該特定包括共済関係に係る肉豚の全体について」を加え、「最初の共済掛金期間」の次に「（特定包括共済関係に係るもの」にあっては、各共済掛金期間）」を加え、「肉豚に係る家畜共済」を「肉豚に係る包括共済関係に係る家畜共済」に改め、第2項中「ものとする。」の次に「特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、その時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。」を加え、第3項中「できる。」の次に「特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第49条第4項又は第5項の規定による肉豚の異動により増加したときは、組合員は、共済掛金期間の中途においても、当該肉豚の異動があった日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、この組合に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。」を加え、第8項中「かかわらず、」の次に「包括共済関係に係るもの」にあっては」を、「範囲内において」の次に「、特定包括共済関係に係るもの」にあってはその変更の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時ににおける共済価額の100分の〇〇を下らず、その時ににおける共済価額の100分の80を超えない範囲内において」を加えること。

(共済価額)

第61条 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

- (1) 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係にあっては、組合員ごとに次の価額を合計した金額

イ 当該組合員が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額

ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額

- (2) 種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係にあっては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員ごとに、当該組合員が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

- (3) 肉豚に係る包括共済関係にあっては、組合員ごと及び飼養区分ごとに、当該組合員が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

- (4) 個別共済関係にあっては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

- 2 前項第2号若しくは第4号の家畜又は同項第1号イの牛（次項に掲げるものを除く。）の価額は、最初の共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間の開始の後第49条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあっては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。ただし、この組合と組合員との協議によ

り新たな共済掛金期間の開始の時ににおける家畜の価額に改定すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

- 3 第1項第1号イの牛であって、その共済掛金期間中に同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であったことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。
- 4 第1項第1号ロの牛の胎児の価額は、当該価額の算定の日以前1年間ににおける当該胎児と価額を等しくする品種の初生牛の平均取引価格に相当する金額として規則第29条の9の2第2項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。
- 5 第1項第3号の肉豚の価額は、最寄りの家畜市場において当該価額の算定の日以前1年間に取引された肥育を目的とした子豚の平均価格に相当する金額から、第2条第1項第2号に掲げる肉豚となった日から当該子豚の日齢までの間の生産費に相当する金額を差し引いて得た金額として規則第29条の9の2第3項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。

(備考)

- 1 子牛等を共済目的としない組合にあっては、第1項第1号を削り、第2号中「種雄馬以外の馬及び種豚」を「肉豚以外の包括共済対象家畜」に改める等所要の手直しを行うこと。
- 2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第5項中「第1項第3号の」を「第1項第3号及び第5号の」に改め、第1項第4号の次に次の例により1号を加えること。

(5) 特定包括共済関係にあっては、組合員ごとに、当該組合員が現に飼養している当該特定包括共済関係に係る肉豚の価額を合計した金額

(共済掛金率)

第62条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率の合計率とする。

- (1) この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金標準率甲（第51条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率）と同率
 - (2) この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金標準率乙（第51条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）と同率
 - (3) この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第3号の共済掛金標準率丙（第51条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第3号の共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率）と同率
- 2 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものの

共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後第60条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第1項第1号口の価額を含む。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの前項の合計率を算術平均した率とする。

（備考）

- 1 法第115条第1項第1号の率として共済掛金標準率甲を超える率を定める組合又は同項第2号の率として共済掛金標準率乙を超え同号の農林水産大臣の定める率（以下「乙限度率」という。）を下る率を定める組合にあつては、第1項を次の例により規定すること。

第62条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに別表第〇に掲げる率とする。

- 2 法第115条第1項第2号の率を乙限度率と同率とする組合にあつては、第2号中「法第115条第1項第2号の共済掛金標準率乙（第51条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）」を「法第115条第1項第2号の農林水産大臣の定める率」に改めること。

- 3 法第115条第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の合計率」を「前項各号の率及び第1項第3号の率の合計率」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に第2項として次の例により加えること。

- 2 家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、この組合の区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、次の各号の率及び前項第3号の率の合計率とする。

- (1) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第51条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲に当該危険段階共済掛金標準率甲の同号の共済掛金標準率甲に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）と同率

- (2) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第51条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙に当該危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）と同率

- 4 備考の3において、法第115条第3項第2号の率として危険段階共済掛金標準率乙を超え、同条第4項の見込額を重みとして算術平均して得た率が乙限度率を下る率を定める組合にあつては、第2項及び第3項を次の例により規定する等所要の手直しを行うこと。

- 2 家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、この組合の区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、別表第○に掲げる率とする。
- 3 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものの共済掛金率は、前2項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後第60条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第1項第1号口の価額を含む。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの前項に規定する別表第○の表中当該組合員の属する危険段階の共済掛金率甲及び乙の欄に掲げる率並びに第1項に規定する別表第○の表中共済掛金率丙の欄に掲げる率の合計率を算術平均した率とする。
- 5 備考の3において、法第115条第3項第2号の率を同条第4項の見込額を重みとして算術平均して得た率が乙限度率と同率とする組合にあつては、同備考の3により第2項の規定の例として規定された第2項第2号を次のいずれかの例により規定すること。
 - （2）この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の農林水産大臣が定める率（第51条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）に当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率
 - （2）当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第51条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙に当該危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）に、この組合の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の農林水産大臣が定める率から同号の共済掛金標準率乙を差し引いて得た率を加えて得た率
- 6 法第115条第10項の農林水産大臣が定める区域を含む組合にあつては、第1項各号列記以外の部分を次の例により規定する等所要の手直しを行うこと。

家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率（○○地区に住所を有する組合員に係るものにあつては、第1号及び第3号に掲げる率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率）の合計率とする。

（家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第63条 理事は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、組合員負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。
 - 3 組合員は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。
- (備考)

法第115条第3項又は第8項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、第1項中「家畜共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所」を加え、第2項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。」を加えること。

(損害防止の指導)

第64条 次の場合には、組合員は、あらかじめ、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。
- (2) 共済目的である家畜を放牧するとき。
- (3) 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

2 次の場合には、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。
- (2) 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

(共済金の支払額)

第65条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第116条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

- (1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第61条第2項から第5項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額（これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価額の2分の1を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の2分の1）又は当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を除く。）の金額を差し引いて得た金額（以下この条において「控除残額」という。）に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が100分の80を超えるときは、100分の80）を乗じて得た金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第61条第2項から第5項までに規定する価額の2分の1を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜（肉豚を除く。）の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。）を差し引

いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額)

- (2) 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によって組合員が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて規則第33条第1項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数に同項の農林水産大臣が定める1点の価額を乗じて得た金額(その金額が組合員が負担した費用の額を超えるときは、その費用の額)

- 2 同一の包括共済対象家畜につき2個以上の家畜共済の共済関係が存する場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき前項の規定により計算された共済金(以下本項において「独立責任額」という。)の合計額が次の金額を超えるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、次の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- (1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、前項第1号の控除残額の100分の80に相当する金額(手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第61条第2項から第4項までに規定する価額の2分の1を超える場合において、当該100分の80に相当する金額が当該家畜の同項に規定する価額(当該家畜の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額)からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等(手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。)を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額)

- (2) 疾病又は傷害により支払うものにあつては、前項第2号の金額

- 3 第1項第1号及び前項第1号の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用し得べき方法により利用するとした場合における価額とする。
- 4 第1項第1号及び第2項第1号の補償金等(手当金を含む。)は、組合員の悪意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなった場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

(備考)

- 1 事故に際して支援金を支払うことを目的に、組合員が主体となって構成する相互扶助組織がある場合には、第1項第1号中「(「手当金」という。)」の次に「及び〇〇〇から支払われる支援金」を加え、「その手当金を含む。」を「その手当金及び〇〇〇から支払われる支援金を含む。」に改め、第2項第1号中「その手当金を含む。」を「その手当金及び〇〇〇から支払われる支援金を含む。」に改め、第4項中「手当金」の次に「及び〇〇〇から支払われる支援金」を加えてもよい。この場合、〇〇〇には当該相互扶助組織の名称を規定すること。

- 2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあつては、第1項第1号中「共済金額の共済価額」の次に「(特定包括共済関係に係るものにあつては、当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時における共済金額のその時における共済価額)」を加え、第2項各号列記以外の部分中「包括共済対象家畜」の次に「又は特定包括共済関係に係る肉豚」を加え、第4項の次に次の例により1項を加えること。

- 5 特定包括共済関係に係るものにあつては、第1項第1号の規定により計算された

共済金の基準期間内における合計額が、当該基準期間の開始の時ににおける共済金額を超えるときは、支払うべき共済金は、同号の規定にかかわらず、その共済金額を限度とする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第66条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この組合又は〇〇県（都道府）農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

(備考)

特定組合にあつては、「又は〇〇県（都道府）農業共済組合連合会」を削ること。

(共済金の支払を請求できない場合)

第67条 家畜共済に係る共済責任の始まった日から2週間以内に共済事故が生じたときは、組合員は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該組合員が、その共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことを証明した場合

(2) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。

(3) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛又は種雄馬となつたため第49条第3項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜でなくなった後2週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

(4) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛等（子牛にあつては、この組合との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの家畜共済に付されていたものであること。

(5) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が肉用牛等に係る共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛（この組合との間にイの家畜共済の共済関係が存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であること。

ハ 当該子牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からこの組合と組合員との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに付されていたものであり、かつ、当該子牛が当該家畜共済に付された後法第111条の6第1項の規定によりイの家畜共済に付されたものであること。

(6) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故に係る家畜が、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの組合の包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの組合の他の包括共済に新たに付されたものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの組合の包括共済に付されていたものであること。

2 第51条第1項の申出に係る包括共済関係につき共済事故の変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものがその変更の日から2週間以内に生じたときは、組合員は、共済金の支払を請求することができない。ただし、前項第1号に掲げる場合は、この限りでない。

3 第60条第7項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合においてその増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行われなかったものとして計算する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合には、この限りではない。

(1) 第1項第1号に掲げる場合

(2) 新たな共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額がその直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済価額から増加する割合の範囲内で共済金額を増額する場合

(3) その直前の共済掛金期間中に第60条第8項に規定する最低割合が引き上げられた場合において、新たな共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額に当該最低割合を乗じて得た金額まで共済金額を増額する場合

(備考)

1 子牛等を共済目的としない組合にあつては、第1項第4号及び第5号を削ること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあつては、第2項中「包括共済関係」の次に「又は特定包括共済関係」を加え、第1項第6号の次に次の例により4号を加え、第3項の次に次の例により1項を加えること。

(7) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該特定包括共済関係の存する者が飼養する母豚から出生し、当該特定包括共済関係の成立後に出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。）を経過したものであること。

(8) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、法第150条の5の4の規定によりイの特定包括共済関係に係る共済責任の開始の際に消滅した包括共済関係に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。

(9) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から特定包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなった後2週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

(10) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故に係る家畜が、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの組合の特定包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの組合の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの組合の特定包括共済に付されていたものであること。

- 4 特定包括共済関係に係る各共済掛金期間開始の時ににおいて組合員が申し出た共済金額が、その直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済金額から増額された場合において、その増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額がなかったものとして算定する。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

第68条 組合員は、廃用に係る家畜をと殺したときは、あらかじめこの組合の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支払を請求することができない。ただし、やむを得ない事由のある場合においてと殺したときは、この限りでない。

(共済金の支払の免責)

第69条 次の場合には、この組合は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第43条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 組合員が、第57条第1項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によ

って不実の通知をしたとき。

(6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。

(7) 第51条第1項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があった場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となったものに係る損害が、その変更前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって生じたとき。

(8) 第60条第7項の規定により共済金額が増額された場合において、その増額前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。

(9) 組合員又は組合員と同一の世帯に属する親族が悪意又は酷使、虐待その他重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

(10) 組合員が競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。

2 この組合は、この組合との間に肉豚に係る包括共済関係が存する組合員が、新たに第2条第1項第2号に掲げる肉豚を飼養するに至った場合であって、正当な理由がないのに当該肉豚につき第43条の申込み又は共済掛金の払込みを遅滞したときは、当該包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第1項第4号中「第43条第1項」の次に「又は第4項」を加え、同項第5号中「第57条第1項」の次に「、第4項及び第6項」を加え、同項第8号中「増額された場合」の次に「又は特定包括共済に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時点における共済金額から増額された場合」を加えること。

(共済関係の無効)

第70条 第43条第3項の規定による申込みの承諾の際、包括共済対象家畜で同項各号に掲げる事由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。

2 第56条第1項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

3 最初の共済掛金期間の開始の時点における共済金額が、その時点における共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は、無効とする。第60条第3項、第6項又は第7項の規定による変更後の共済金額が、その変更の時点における共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときも、同様とする。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする組合にあっては、第3項中「変更後の共済金額」の次に「又は特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時点における共済金額か

ら増額された場合におけるその増額後の共済金額」を加えること。

(告知義務違反による解除)

第71条 組合員は、第43条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第43条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第43条の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第71条の2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第71条の3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第71条第2項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、同項の

事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第72条 個別共済関係に係る共済目的である家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該個別共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第53条第2項に規定する場合であつて、第59条第1項の規定に違反したときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3 第59条第4項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第59条第5項に違反したときは、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。

5 個別共済関係の共済目的である家畜（乳牛の雌を除く。）が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第73条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(組合員負担共済掛金の分納)

第74条 この組合は、包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、第59条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金（同条第5項又は第60条第4項の規定により払い込むべき差額部分を除く。）を当該各号に掲げる回数に分割して払い込むことを認めることができる。

(1) 共済掛金期間が1年（第55条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12箇月のものを含む。以下同じ。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの組合員負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合 〇回

(2) この組合が第55条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であつて、当該共済掛金期間が6箇月以上12箇月未満のものについて、当該包括共済関係

に係る組合員負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合 2回

- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 第1項の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込む場合の払込期限は、次のとおりとする。
 - (1) 第1項第1号の規定により〇回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の〇分の1に相当する金額を、第45条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次号において同じ。）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を〇回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
 - (2) 第1項第2号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第45条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
- 4 前項に規定する第2回目以降の払込期限後2週間をもって猶予期間とする。
- 5 第1項の規定により分割払込みを認められた包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第53条第1項本文の規定にかかわらず、この組合が第3項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から始まる。
- 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(備考)

- 1 この条から第76条までの規定は、家畜共済の組合員負担共済掛金の払込みについて分納を認めることとした組合についての規定であって、分納制度を行わない組合にあっては、これらの規定を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項第1号及び第3項第1号中「〇回」及び「〇分の1」には、2、3又は4のいずれかを規定する。
- 3 特定包括共済関係について、包括共済関係と同じ分納回数とする組合にあっては、第74条中「包括共済関係」の次に「及び特定包括共済関係」を加えること。
- 4 特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金を当該特定包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認める組合にあっては、第74条の次に次の例により、1条を規定すること。

第74条の2 この組合は、特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、共済掛金期間ごとに、当該特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、第59条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該組合員の申請に基づき、当該組合員負担共済掛金（同条第5項又は第60条第4項の規定により払い込むべき差額の部分を除く。）を当該共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認めることができる。
- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は

保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

- 3 組合員は、第1項の規定により特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、当該特定包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金を当該共済掛金期間の月数に相当する回数で除した金額に相当する金額を、第45条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して1箇月を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
- 4 前項に規定する第2回目以降の払込期限から起算して2週間は、払込みの猶予期間とする。
- 5 第1項の規定により分割して払い込むことを認められた特定包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第53条第1項本文の規定にかかわらず、この組合が第3項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から始まる。
- 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

第75条 第5条第1項及び第6条の規定は、前条第4項の猶予期間が経過してもなお当該期間内に払い込むべき組合員負担共済掛金を払い込まない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

（備考）

第74条（備考）の4により第74条の2を規定する組合にあっては、第75条中「前条第4項」を「第74条第4項及び前条第4項」に改めること。

第76条 組合員が正当な理由がないのに第74条第4項の規定に違反して組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第69条の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れるものとする。

（備考）

第74条（備考）の4により、第74条の2を規定する組合にあっては、第76条中「第74条第4項」の次に「及び第74条の2第4項」を加えること。

第4章 果樹共済

（備考）

この章は、果樹共済を行う組合のみについての規定であって、この事業を行わない組合にあっては、この章を削る等所要の手直しを行うこと。

（定義）

第77条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）収穫共済の共済目的の種類等 法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の

種類等をいう。

- (2) 半相殺方式による収穫共済 法第120条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (3) 全相殺方式による収穫共済 法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (4) 災害収入共済方式による収穫共済 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (5) 樹園地単位方式による収穫共済 法第150条の5の13第1項に規定する金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (6) 特定危険方式による収穫共済 法第120条の3の2第3項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第1項本文の申出に係るものをいう。
- (7) 品質方式による収穫共済 全相殺方式による収穫共済のうち果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済をいう。
- (8) 短縮方式による収穫共済 昭和61年1月23日農林水産省告示第137号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第4号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済をいう。
- (9) 果樹共済資格団体 法第15条第1項第4号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (10) 全相殺方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の10に規定する果実の数量及び品質（法第120条の3の2第2項の申出をした者にあつては、果実の数量。以下、この号において同じ。）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は果樹共済資格団体をいう。
- (11) 災害収入共済方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の10に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は果樹共済資格団体をいう。

(備考)

第2号から第8号までに掲げる収穫共済のいずれかを行わない組合にあつては、それぞれの方式に係る号を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第78条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び第84条第3項に掲げる期間ごとに、組合員が申込期間内にその現に栽培している第2条第1項第3号又は第4号の果樹（収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。次条第2号において同じ。）ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとの

栽培面積が30アールに達しないものを除く。)のすべて(当該果樹のうちに次の各号に掲げる事由に該当する果樹があるときは、その該当する果樹以外の当該果樹のすべて)を収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。

- (1) 収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 第89条第1項第1号、第2号若しくは第4号の標準収穫量、同項第3号の基準生産金額若しくは同条第4項の共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量若しくは生産金額又は当該果樹の価額の適正な決定が困難であること。
- (3) 当該果樹に係る第92条第1項から第4項までの減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は同条第7項の損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
- (4) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

2 前項の申込期間は、収穫共済にあつては第1号に掲げる期間、樹体共済にあつては第2号に掲げる期間とする。

(1) 収穫共済の申込期間

イ ○○○ ○月○日から○月○日まで

ロ ○○ ○月○日から○月○日まで

(2) 樹体共済の申込期間

イ ○○○ ○月○日から○月○日まで

ロ ○○ ○月○日から○月○日まで

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は前項の規定にかかわらず次に掲げる期間とする。

(1) ○○○ ○月○日から○月○日まで

(2) ○○ ○月○日から○月○日まで

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあつては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない組合にあつては、それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類をその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合にあつては、第1項第3号中「、減収金額」を削ること。
- 4 第1項中「30アール」とあるのは、5アールを下らず30アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。ただし、その定める面積は、収穫共済の共済目的の種類等(災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類)ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとに、それぞれ組合員資格に関し定款第8条第3号又は第4号に定める面積と一致させること。
- 5 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部

で栽培されるうんしゅうみかん又はぶどうをその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第1項中「栽培面積」の次に「（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培される〇〇〇〇の栽培面積にあっては、当該面積に2を乗じて得た面積。第79条第2号及び第82条第2項第1号において同じ。）」を加えること。

6 第2項及び第3項中「〇〇〇」及び「〇〇」には、組合がその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹を規定し、「〇月〇日まで」には、組合の事務執行体制等を勘案して収穫共済又は樹体共済の共済責任期間の開始する時までに申込みの承諾及び共済掛金の払込みができるような月日を規定すること。

7 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない組合にあっては、第3項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

（果樹共済への義務加入）

第79条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で第2条第1項第3号又は第4号の果樹につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該果樹を収穫共済及び樹体共済に付さなければならない。

（1）この組合が当該果樹についての前条第1項の規定による申込みにつき、第81条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなった場合を除く。）

（2）当該果樹が、その者が栽培する果樹で収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が前条第1項に規定する面積に達しないものである場合

（3）当該果樹が前条第1項各号に掲げる事由に該当する果樹である場合

（備考）

1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

2 法第85条第2項後段の規定により、農作物共済を行わない組合にあってはこの条を削る等所要の手直しを行うこと。

（果樹共済の申込み）

第80条 組合員が第78条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

（1）申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）

（2）果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあっては収穫共済の共済事故等による種別（法第120条の7第1項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）による区分をいう。以下同じ。）

（3）樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数

（4）既に第2条第1項第4号の事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が

生じている果樹がある場合にあってはその旨。

(5) 全相殺方式による収穫共済又は災害収入共済方式による収穫共済に付することを申し込む場合にあっては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画

(6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第78条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該収穫共済又は樹体共済に係る第84条各項に掲げる期間の開始時の○日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第85条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(備考)

1 樹体共済を行わない組合にあっては、第1項第4号中「第2条第1項第4号」を「法第84条第1項第5号」に改める等所要の手直しを行うこと。

2 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない組合にあっては、それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

3 第2項中「○日」には、申込者が当該通知を受けて第87条に掲げる払込期限までに共済掛金の払込みができるような日を規定すること。

(申込みの承諾を拒む場合)

第81条 この組合は、組合員から第78条第1項の規定による申込みがあった場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している第2条第1項第3号又は第4号の果樹で第78条第1項の規定による申込みができるもののすべてでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(備考)

収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、不要の部分を削ること。

(共済事故の一部除外)

第82条 組合員は、第78条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、半相殺方式による収穫共済及び樹園地単位方式による収穫共済について、第2条第1項第3号の共済事故のうち次の各号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

(1) 暴風雨（農林水産大臣の定めるものに限る。以下同じ。）による果実の減収以外の共済事故

(2) 降ひょうによる果実の減収以外の共済事故

(3) 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故

(4) 暴風雨又は降ひょうによる果実の減収以外の共済事故

(5) 暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

2 前項の申出は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

(1) 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が○アール以上で

あり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前5年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

- (2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

- 3 組合員は、第78条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、全相殺方式による収穫共済について、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、第2条第1項第3号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出をすることができる。

(備考)

- 1 おうとう、びわ又はすももをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする組合にあつては、第2項第1号中「○アール」の次に「(○○にあつては、○アール)」を加えること。
- 2 全相殺方式による収穫共済を行わない組合にあつては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 共済事故の一部除外を認めない組合にあつては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 第1項各号に掲げるもののうちの一部についてのみ特定危険方式による収穫共済を行う組合にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 5 第1項各号に掲げる共済事故の一部除外について、特定の方式による収穫共済又は特定の共済目的の種類のみで行う組合にあつては、第1項各号中「共済事故」の次に「(半相殺方式による収穫共済に係る○○○及び○○に限る。)」を加える等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の消滅しない場合)

第83条 この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合（この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が果樹共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該果樹共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

- 2 前項の承諾には、第10条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第83条の2 組合は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額

- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項及び第2項、第80条第3項並びに第85条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第84条 収穫共済の共済責任期間は、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（うんしゅうみかん、いよかん又はびわについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間、なつみかん又は指定かんきつについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間）、パインアップルについては夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

2 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の共済責任期間は、前項の規定にかかわらず、発芽期から果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

3 樹体共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) ○○○ ○月○日から1年間
- (2) ○○ ○月○日から1年間

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、第1項及び第2項又は第3項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ若しくはパインアップルをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合又はうんしゅうみかん若しくはなつみかんのみをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第1項中不要の部分を削ること。
- 3 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ又はうめをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第2項中「にかかわらず」の次に「、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ又はうめについては開花期、その他の果樹については」を加えること。
- 4 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない組合にあっては、第2項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 5 樹体共済の共済責任期間の始期については、その共済目的の種類ごとに、収穫共済（特定危険方式による収穫共済及び短縮方式による収穫共済を除く。）の共済責任期間と同一の時期となるように当該共済目的の種類たる果樹の花芽の形成期又は春枝の伸長停止期を勘案して定めること。

(通知義務)

第85条 この組合との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に

係る共済目的を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき、パインアップルの開花促進処理に関する計画を変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）したとき、法第120条の6第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき又は第80条第1項第5号の計画を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（備考）

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 パインアップルをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合にあっては、この条中不要の部分を削ること。
- 3 全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済のいずれも行わない組合にあっては、この条中「、法第120条の6第1項第1号」を「又は法第120条の6第1項第1号」に改め、「又は第80条第1項第5号の計画を変更したとき」を削ること。

（組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法）

第86条 収穫共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。以下この項において同じ。）ごと及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る第90条第1項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫基準共済掛金率（法第120条の7第1項の収穫基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額（組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該2分の1に相当する金額及び当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 樹体共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、樹体共済の共済目的の種類ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該樹体共済の共済目的の種類に係る第90条第2項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体基準共済掛金率（法第120条の7第6項の樹体基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額（組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該2分の1に相当する金額及び当該組合員の当該樹体共済の共済目的の種類に係る補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。
- 3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（備考）

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、第1項又は第2項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 収穫共済の共済事故等による種別が一つのみとなっている組合にあっては、第1項

中「及び収穫共済の共済事故等による種別」を削る等所要の手直しを行うこと。

- 3 法第120条の7第5項又は第9項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、第1項中「当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫基準共済掛金率（法第120条の7第1項の収穫基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」を「当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫危険段階基準共済掛金率（法第120条の7第5項の収穫危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」に改め、又は第2項中「当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体基準共済掛金率（法第120条の7第6項の樹体基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」を「当該組合員の当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体危険段階基準共済掛金率（法第120条の7第9項の樹体危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」に改めること。
- 4 法第120条の7第2項の規定により共済掛金率を割り引く組合にあっては、第1項中「第90条第1項」の次に「又は第2項」を、「同じ。）」の次に「（当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について第90条第2項の規定の適用があるときは、当該収穫基準共済掛金率から、その率に当該組合員に係る同項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率）」を加え、第2項中「第90条第2項」を「第90条第4項」に改めること。この場合において、法第120条の7第5項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、本備考中「当該収穫基準共済掛金率」を「当該収穫危険段階基準共済掛金率」に改めること。
- 5 災害収入共済方式による収穫共済を行わない組合にあっては、第1項中「（災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。以下この項において同じ。）」を削ること。

（組合員負担共済掛金の払込期限）

第87条 第78条第1項の規定によりこの組合との間に収穫共済の共済関係が成立した者は、収穫共済に係る組合員負担共済掛金を第1号に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。

ただし、当該組合員負担共済掛金の金額が〇万円以上であって、かつ、その支払につき確実な担保を供し、又は保証人を立てた場合にあつては、第2号に掲げる期日までにその収穫共済に係る組合員負担共済掛金を払い込むものとする。

- (1) イ 〇〇〇 〇月〇日
 ロ 〇〇 〇月〇日
- (2) イ 〇〇〇 〇月〇日
 ロ 〇〇 〇月〇日

2 第78条第1項の規定によりこの組合との間に特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の共済関係が成立した者は、前項の規定にかかわらず、当該収穫共済に係る組合員負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。

- (1) 〇〇〇 〇月〇日
- (2) 〇〇 〇月〇日

- 3 第78条第1項の規定によりこの組合との間に樹体共済の共済関係が成立した者は、樹体共済に係る組合員負担共済掛金を第84条第3項各号に掲げる期間の開始の日の前日までにこの組合に払い込まなければならない。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、第1項及び第2項又は第3項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項及び第2項中「〇〇〇」及び「〇〇」には、組合がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹を規定し、第1項第1号及び第2項中「〇月〇日」には、共済目的の種類ごとに、共済責任期間の開始する時を当該地域の実情に応じて規定すること。この場合において、うんしゅうみかんの3類（昭和48年2月19日農林省告示第210号（農業災害補償法の規定に基づき、特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に応じて主務大臣が定める件。以下この備考において「告示」という。）のうんしゅうみかんの3類をいう。）又はぶどうの4類（告示のぶどうの4類をいう。）については、他のうんしゅうみかん又はぶどうと区分して規定してもよい。
- 3 第1項第2号中「〇月〇日」には、第78条第1項の規定により成立した収穫共済の共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する時を当該地域の実情に応じて規定すること。なお、組合員負担共済掛金の延納を認めない組合にあっては、第1項中「第1号」を「次の各号」に改め、ただし書を削り、第1号及び第2号を次のように改めること。
 - (1) 〇〇〇 〇月〇日
 - (2) 〇〇 〇月〇日
- 4 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない組合にあっては第2項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

(組合員負担共済掛金の分納)

第88条 この組合は、果樹共済（特定危険方式による収穫共済及び短縮方式による収穫共済を除く。）に係る組合員負担共済掛金のうち〇〇〇及び〇〇に係るものについて、当該組合員負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、前条第1項本文又は第3項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。

- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 組合員は、第1項の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、前条第1項第1号に掲げる期日又は第84条第3項各号に掲げる期間の開始の日の前日までに組合員負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第78条第1項の規定により収穫共済又は樹体共済の共済関係の成立した日の属する年の次の各号に掲げる期日までにその残額に相当する金額をそれぞれこの組合に払い込まなければならない。

(1) 収穫共済の払込期限

イ 〇〇〇 〇月〇日

ロ ○○ ○月○日

(2) 樹体共済の払込期限

イ ○○○ ○月○日

ロ ○○ ○月○日

- 4 第5条第1項及び第6条の規定は、前項各号に掲げる払込期限までに第2回目の払込みを行わない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、第3項中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項及び第3項中「○○○」及び「○○」には、組合がその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹で、分納を認めるものを規定し、第3項中「○月○日」には、当該申込みをした日の属する年における当該果樹の収穫期等を勘案して月日を規定すること。ただし、なつみかん、指定かんきつ又はパインアップル（収穫共済）については、「○月○」とあるのは「翌年の○月○日」と規定してもよい。
- 3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない組合にあっては、第1項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 組合員負担共済掛金について延納制度を行わない組合にあっては、第1項中「前条第1項本文」を「前条第1項」に改め、第3項中「前条第1項第1号」を「前条第1項各号」に改めること。

(共済金額)

第89条 収穫共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員が申し出た金額とする。

- (1) この組合と組合員との間に成立する○○○に係る半相殺方式による収穫共済の共済関係にあっては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員の住所（果樹共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（○○○○にあっては、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該組合員の住所の存する地域の当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員が当該細区分たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該細区分に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額の合計額）（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の○○を下らず、標準収穫金額の100分の70（特定危険方式による収穫共済にあっては、100分の80）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額
- (2) この組合と全相殺方式資格者との間に成立する○○○に係る全相殺方式による収穫共済の共済関係にあっては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び全相殺方式資格者ごとに、当該全相殺方式資格者の住所（果樹共済資格団体にあってはその代表権を有

する者の住所。以下この号において同じ。)の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該全相殺方式資格者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額(〇〇〇〇にあっては、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該全相殺方式資格者の住所の存する地域の当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該全相殺方式資格者の当該細区分に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額)(以下この号において「標準収穫金額」という。)の100分の〇〇を下らず、標準収穫金額の100分の70を超えない範囲内において全相殺方式資格者が申し出た金額

(3) この組合と災害収入共済方式資格者との間に成立する〇〇〇に係る災害収入共済方式による収穫共済の共済関係にあっては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額に100分の〇〇を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額(以下「特定収穫共済限度額」という。)を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額

(4) この組合と組合員との間に成立する〇〇〇に係る樹園地単位方式による収穫共済の共済関係にあっては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、組合員の住所(果樹共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。)の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額(〇〇〇〇にあっては、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該組合員の住所の存する地域の当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額)(以下この号において「標準収穫金額」という。)の100分の〇〇を下らず、標準収穫金額の100分の60(特定危険方式による収穫共済にあっては、100分の70)を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額

2 前項第1号、第2号及び第4号の標準収穫量は、法第120条の6第3項及び法第150条の5の13第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。この場合において、品質方式による収穫共済に係る前項第2号の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係がこの組合との間に成立する組合員が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ法第120条の6第3項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。

3 第1項第3号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第120条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする

4 樹体共済の共済金額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、共済価額の100分の〇〇を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、組合員が選択した金額とする。

5 前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、法第120条の6第7項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該組合員が栽培する果樹で当該樹体共

済に付されるものの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額としてこの組合が定めるものを合計した金額とする。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項各号中「〇〇〇」には、組合がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹のうちそれぞれの方式において実施するものを規定すること。
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号中「〇〇〇〇」には、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等を規定することとし、当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類をその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合又は当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類のみをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、不要の部分の削ること。
- 4 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の項、号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 5 特定危険方式による収穫共済を行わない組合にあっては、第1項第1号中「(特定危険方式による収穫共済にあっては、100分の80)」を削り、同項第4号中「(特定危険方式による収穫共済にあっては、100分の70)」を削ること。
- 6 品質方式による収穫共済を行わない組合にあっては、第2項中「この場合において、品質方式による収穫共済に係る前項第2号の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係がこの組合との間に成立する組合員が過去一定年間に於いて収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ法第120条の6第3項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。」を削ること。

(共済掛金率)

第90条 収穫共済の共済掛金率は、この組合に係る収穫基準共済掛金率と同率とする。

- 2 樹体共済の共済掛金率は、この組合に係る樹体基準共済掛金率と同率とする。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、第1項又は第2項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 収穫基準共済掛金率又は樹体基準共済掛金率に更に安全割増を加える必要がある組合にあっては、第1項又は第2項を次の例により規定すること。
 - 1 収穫共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、同表右欄に掲げる率とする。
 - 2 樹体共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる樹体共済の共済目的の種類ごとに、同表右欄に掲げる率とする。
- 3 法第120条の7第5項又は第9項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、第1項又は第2項を次のいずれかの例により規定すること。

- 1 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び法第120条の7第5項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る収穫危険段階基準共済掛金率と同率とする。
- 2 樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び法第120条の7第9項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る樹体危険段階基準共済掛金率と同率とする。
- 1 収穫共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第120条の7第5項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる率とする。
- 2 樹体共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる樹体共済の共済目的の種類につき同表中欄に掲げる法第120条の7第9項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる率とする。
- 4 法第120条の7第2項の規定により共済掛金率を割り引く組合にあっては、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える等所要の手直しを行うこと。
 - 2 法第120条の7第2項の規定により農林水産大臣の定める共済目的の種類につき同項の規定により農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。次項において同じ。）に係る果樹を栽培する組合員に係る収穫共済の共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する率から、その率に当該組合員に係る防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。
- 3 前項の防災施設割引率は、共済目的の種類ごと及び防災施設の種類ごとに、規則第33条の6の5第2項の規定により農林水産大臣が地域別に定める割引率により、同項の規定により農林水産大臣が定めるところにより、この組合が、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに定める。
- 5 法第120条の7第1項ただし書の規定により、共済掛金率を合併の前の組合の区域ごとに定める場合には、当該区域ごとに共済掛金率を定めること。

（果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第91条 理事は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金のうち組合員が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第89条第1項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。

3 組合員は、いつでも、第1項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（備考）

法第120条の7第5項又は第9項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、第1項中「果樹共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する組

合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び果樹共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる果樹共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）」を加え、第2項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。」を加えること。

（共済金の支払）

第92条 この組合は、半相殺方式による収穫共済については、〇〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の30（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の20）を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に7分の10（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の5）を乗じて得た率から7分の3（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の1）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を、〇〇に係るものにあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収金額（その樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫金額の合計額の100分の30（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の20）を超えた場合に、共済金額に、その減収金額の合計額のその基準収穫金額の合計額に対する割合に7分の10（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の5）を乗じて得た率から7分の3（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の1）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

2 この組合は、全相殺方式による収穫共済については、前項の規定にかかわらず、〇〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第1号に掲げる数量から第2号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）が第1号に掲げる数量の100分の20を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に4分の5を乗じて得た率から4分の1を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を、〇〇に

係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、共済事故による共済目的の減収金額（第3号に掲げる金額から第4号に掲げる金額を差し引いて得た金額をいう。以下この項において同じ。）が第3号に掲げる金額の100分の20を超えた場合に、共済金額に、その減収金額の同号に掲げる金額に対する割合に4分の5を乗じて得た率から、4分の1を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- (1) 当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量
 - (2) 法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量（品質方式による収穫共済にあつては、その年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第120条の8第2項第2号の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量）
 - (3) 当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額
 - (4) 当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該組合員の当該細区分に係る果実の収穫量（品質方式による収穫共済にあつては、その年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第120条の8第2項第2号の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量）に相当する数を乗じて得た金額の合計額
- 3 この組合は、災害収入共済方式による収穫共済については、前2項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、第2条第1項第3号に規定する果実の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ規則第33条の8の2第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定された当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しない場合に、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。
- 4 この組合は、樹園地単位方式による収穫共済については、前3項の規定にかかわらず、〇〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその基準収穫量の100分の40（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の30）を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に3分の5（特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の10）を乗じて得た率から3分

の2（特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の3）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を、〇〇に係るものにあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収金額（その樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下この項において同じ。）がその基準収穫金額の100分の40（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の30）を超えた場合に、共済金額に、その減収金額のその基準収穫金額に対する割合に3分の5（特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の10）を乗じて得た率から3分の2（特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の3）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- 5 第1項、第2項及び第4項の基準収穫量は、この組合が第89条第2項の規定により定めた標準収穫量に法第120条の8第4項及び法第150条の5の14第2項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。
- 6 第3項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに規則第33条の8の2第2項の農林水産大臣が定める準則に従って、過去一定年間におけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この組合が定める数量とする。
- 7 樹体共済に係る共済金は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 8 前項の損害の額は、第89条第4項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における当該共済事故に係る果樹の価額としてこの組合が定める金額（当該共済事故が第2条第6項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額）により、算定するものとする。

（備考）

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあつては、この条中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 「〇〇〇」には、組合がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹に属する収穫共済の共済目的の種類等であつて、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等以外の収穫共済の共済目的の

種類等を、「〇〇」には、組合がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹に属する収穫共済の共済目的の種類等であつて、同項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等を規定することとし、「〇〇〇」の属する共済目的の種類又は「〇〇」の属する共済目的の種類のいずれかをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 3 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない組合にあつては、この条中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 特定危険方式による収穫共済を行わない組合にあつては、第1項中「（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の20）」、「（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の5）」及び「（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の1）」を削り、第4項中「（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の30）」、「（特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の10）」及び「（特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の3）」を削ること。
- 5 品質方式による収穫共済を行わない組合にあつては、第2項第2号及び第4号中「（品質方式による収穫共済にあつては、その年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第120条の8第2項第2号の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量）」を削ること。

（共済金額の削減）

第93条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- （1）当該果樹区分に係る定款第55条第3項の不足金てん補準備金の金額
- （2）当該果樹区分に係る定款第57条第3項の特別積立金の金額

（備考）

特定組合にあつては、本条中「限り」の次に「、支払うべき共済金の総額から、収穫共済にあつては総共済金額に法第120条の7第4項第1号の収穫通常標準被害率を乗じて得た金額と政府が支払うべき保険金との合計額を、樹体共済にあつては総共済金額に法第120条の7第8項第1号の樹体通常標準被害率を乗じて得た金額と政府が支払うべき保険金との合計額を差し引いて得た金額を超えない範囲内において」を加え、「果樹区分」を「果樹共済保険区分」に改めること。

（共済金の支払の免責）

第94条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- （1）組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- （2）組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- （3）組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大

な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 第78条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第80条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(5) 組合員が第85条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 組合員が正当な理由がないのに第88条第3項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

3 この組合は、法第120条の6第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

4 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(備考)

1 収穫共済を行わない組合にあっては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。

2 全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済のいずれも行わない組合にあっては、第1項第4号中「第80条第1項第2号から第5号まで」を「第80条第1項第2号、第3号及び第4号」に改めること。

(告知義務違反による解除)

第95条 組合員は、第78条第1項の規定による申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済又は樹体共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第78条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第78条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(備考)

収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第95条の2 組合員が正当な理由がないのに第87条各項の規定による払込みを遅滞したとき又は第88条第3項の規定に違反して第1回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該収穫共済又は樹体共済の共済関係を解除するものとする。

(備考)

収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

(重大事由による解除)

第95条の3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第95条の4 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第95条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第95条の2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第96条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第92条第1項から第4項までの減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は同条第7項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中不要の部分进行削ること。
- 2 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない組合にあっては、この条中それぞれの方式に係る事項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類をその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない組合又は当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類のみをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、本条中不要的部分进行削る等所要の手直しを行うこと。

(無事戻し)

第97条 この組合は、果樹共済について、果樹無事戻区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。)ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金(以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。)の○分の○に相当する金額(当該前3事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該組合員に対して無事戻しをするものとする。

- (1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額以上の金額であるときを除く。)
- (2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。

2 この組合が前項の規定による無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの定款第57条第3項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分につき○○県(都道府)農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 総代会を設けない組合にあっては、第1項中「総代会」を「総会」に改めること。
- 2 第1項中「○分の○」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。
- 3 第1項中「するものとする」を「することができる」に改めてもよい。
- 4 特定組合にあっては、第2項中「に当該果樹無事戻区分につき○○県(都道府)農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額」を削ること。

第5章 畑作物共済

(備考)

この章は、畑作物共済を行う組合のみについての規定であって、この事業の全部又は一部を行わない組合にあつては、この章又はこの章中不要の規定を削る等所要の手直しを行うこと。

(定義)

第98条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等 法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (3) 全相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第2号及び第3号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (4) 一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済 法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、大豆を共済目的とするものをいう。
- (5) 災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済 法第150条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、茶を共済目的とするものをいう。
- (6) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (7) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後とも当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。
- (8) 茶の災害収入共済方式資格者 災害収入共済方式による特定畑作物共済のうち茶に係る畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後とも当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。

(備考)

第2号から第5号までに掲げる畑作物共済のいずれかを行わない組合にあつては、それぞれの方式に係る号を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第99条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、組合員が栽培又は養蚕を行う第2条第1項第5号の農作物又は蚕繭（次に掲げる農作物

又は蚕繭を除く。次項において「対象農作物等」という。)のすべてを畑作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

(1) 畑作物共済の共済目的の種類等(災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済にあっては、畑作物共済の共済目的の種類。以下同じ。)ごとの栽培面積が30アールに達しない農作物又は畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量が0.25箱に達しない蚕繭

(2) 次に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭

イ 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

ロ 当該農作物に係る第108条第1項第1号、第2号若しくは第4号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同項第3号の基準収繭量又は同項第5号の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

ハ 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

ニ 当該農作物(大豆を除く。)に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。

2 前項の規定による承諾は、組合員が次の各号に掲げる期間内に、すべての種類の対象農作物等について同項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(1) ○○○又は○○が対象農作物等である者 ○月○日から○月○日まで

(2) ○○○又は○○が対象農作物等である者(前号に掲げる者を除く。) ○月○日から○月○日まで

(備考)

1 第1項第1号中「30アール」とあるのは、5アールを下らず30アールを超えない範囲内(北海道にあっては、30アールを下らず1ヘクタールを超えない範囲内)の面積に、同号中「0.25箱」とあるのは0.25箱を下らず2箱を超えない範囲内の箱数に改めてもよい。ただし、その定める面積又は箱数は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、組合員資格に関し定款第9条第5号に定める面積又は箱数と一致させること。

2 第2項中「○○○又は○○」には、組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物及びその畑作物共済の共済目的の種類等とする蚕繭のうち共済責任期間の始期が近い農作物又は蚕繭を各号ごとにまとめ、共済責任期間の始期が早い順に各号に規定すること。この場合において、同一年産に係る発芽期又は移植期が2以上あり、かつ、それらの発芽期又は移植期が相当離れている農作物については、共済目的の種類たる農作物を発芽期又は移植期ごとに区分して規定してもよい。

3 第2項中「○月○日まで」には、組合の事務執行体制等を勘案して、当該各号に掲げる農作物又は蚕繭のすべてについての申込みの承諾及び共済掛金の払込みができるような月日を規定すること。

4 その行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物又はその畑作物共済の共済目的の種類等とする蚕繭のすべてについて同一の申込期間を設ける組合にあっては、第2項中「次の各号に掲げる」を「〇月〇日から〇月〇日までの」に改め、各号を削ること。

5 組合が、法第120条の12第3項の規定により規則第33条の13の2で定めるところにより、対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、第2項を次の例により規定すること。

なお、第〇区分 〇〇〇又は〇〇には、組合が畑作物共済の共済目的の種類とするもののうち規則第33条の13の2第1号に掲げる農作物を、第〇区分 〇〇〇には、組合が畑作物共済の共済目的の種類とするもののうち規則第33条の13の2第2号に掲げる農作物又は蚕繭を規定すること。

2 前項の規定による承諾は、組合員が次の各号に掲げる期間内に、当該各号に掲げる区分に係る対象農作物等のすべてについて同項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 第〇区分 〇〇〇又は〇〇が対象農作物である者 〇月〇日から〇月〇日まで

(2) 第〇区分 〇〇〇が対象農作物等である者 〇月〇日から〇月〇日まで

(3) 第〇区分 〇〇〇が対象農作物等である者 〇月〇日から〇月〇日まで

(畑作物共済への義務加入)

第100条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第2条第1項第5号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該農作物又は蚕繭を畑作物共済に付さなければならない。

(1) この組合が当該農作物又は蚕繭についての前条第1項の規定による申込みにつき、第102条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなった場合を除く。）

(2) 当該農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う農作物又は蚕繭で畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量が前条第1項第1号に規定する面積又は箱数に達しないものである場合

(3) 当該農作物又は蚕繭が前条第1項第2号に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭である場合

(備考)

1 法第85条第2項後段の規定により、農作物共済を行わない組合にあってはこの条を削る等所要の手直しを行うこと。

2 さとうきびをその行う畑作物共済において、その共済目的の種類とする組合にあっては、「営むもの」の次に「及び組合との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の共済関係の存する者で、さとうきびにつき栽培の業務を営むもの」を加え、「当該農作物」を「その者が栽培する第2条第1項第5号の農作物」に改めること。この場合において、法第85条第2項後段の規定により農作物共済を行わず又は果樹共済若しくは園芸施設共済を行わない組合にあっては、不要の共済事業を削る等所

要の手直しを行うこと。

(畑作物共済の申込み)

第101条 組合員が第99条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

(1) 農作物に係る畑作物共済 次に掲げるもの

イ 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所。次号において同じ。）

ロ 共済目的の種類

ハ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

ニ 次条第2号の作付基準に適合していることを明らかにする事項

ホ 大豆に係る全相殺方式による畑作物共済及び災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済に付することを申し込む場合にあっては、その申込みに係る畑作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

ヘ その他共済目的を明らかにすべき事項

(2) 蚕繭に係る畑作物共済 次に掲げるもの

イ 申込者の氏名及び住所

ロ 共済目的の種類等（蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分が定められた場合は、その区分）

ハ 掃立時期、掃立箱数及び見込収繭量

ニ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の当該蚕児の飼育期別の所在地及びその面積（当該組合員が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあっては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量等その他の当該契約の内容を明らかにする事項を含む。）

ホ 蚕児の飼育場所

ヘ この組合が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあっては、その旨
ト その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第99条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第104条に掲げる期間の開始時の○日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第105条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
(備考)

第2項中「○日」には、申込者が当該通知を受けて第107条に掲げる払込期限までに共済掛金の払込みができるような日を規定すること。

(申込みの承諾を拒む場合)

第102条 この組合は、組合員から第99条第1項の規定による申込みがあった場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その者の第99条第1項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う第2条第1項第5号の農作物又は蚕繭で第99条第1項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。
- (2) その者の第99条第1項の規定による申込みに係る農作物の作付けが、次に掲げる作付基準に適合しないこと。

イ ……………

ロ ……………

(備考)

第2号の作付基準は、組合の区域内における望ましい作付基準を規定すること。この場合において、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ又はホップをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第2号中「農作物」の次に「(〇〇〇を除く。)」を加え、「〇〇〇」には茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ又はホップを規定すること。

(共済関係の消滅しない場合)

第103条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合（この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が畑作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該畑作物共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第10条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第103条の2 組合は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項及び第2項、第101条第3項並びに第105条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第104条 畑作物共済の共済責任期間は、農作物に係る畑作物共済にあつては第1号に掲げる期間、蚕繭に係る畑作物共済にあつては第2号に掲げる期間とする。

(1) 発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

(2) 桑の発芽期から収繭をするに至るまでの期間

(備考)

1 茶をその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあつては、第1号中「期間」を「期間（茶については、冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間）」に改めること。

2 法第120条の17第2号の規定により春蚕繭につき桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済を実施する組合にあつては、第2号中「発芽期」の次に、「（春蚕繭にあつては、桑の発芽期前の〇月〇日）」を加えること。

(通知義務)

第105条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる共済目的の異動を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 農作物に係る畑作物共済 共済目的を譲渡し、収穫適期前に掘り取り、刈り取り、抜き取り若しくはすき込んだとき又は法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法等以外のものへ変更したとき。

(2) 蚕繭に係る畑作物共済 共済目的を譲渡したとき又は収繭期前の棄蚕をしたとき。

(備考)

全相殺方式による大豆に係る畑作物共済及び災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済を行う組合にあつては、「又は法第120条の12第1項第1号」を「、法第120条の12第1項第1号」に改め、「変更したとき」の次に「又は第101条第1項第1号ホの計画を変更したとき」を加えること。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第106条 畑作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、当該組合員に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等及び畑作物共済の共済責任期間による種別。以下この項において同じ。）に係る第109条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るこの組合の区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率（法第120条の15第1項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の100分の55（蚕繭に係るものにあつては、2分の1）に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

- 2 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(備考)

- 1 法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が当該組合の区域を分けて地域を定めている場合にあっては、第1項中「この組合の区域」を、「当該組合員の住所（畑作物共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所）の存する地域（法第120条の15第1項の地域をいう。）」に改めること。
- 2 法第120条の15第6項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、第1項中「当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るこの組合の区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率（法第120条の15第1項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」を「当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物危険段階基準共済掛金率（法第120条の15第6項の畑作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」に改めること。この場合において、法第120条の15の第1項の規定により都道府県知事が当該組合の区域を分けて地域を定めている場合にあっては、本備考中「この組合の区域」を「当該組合員の住所（畑作物共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下この項において同じ。）の存する地域（法第120条の15第1項の地域をいう。）」に、「に係る畑作物危険段階基準共済掛金率」を「及び当該組合員の住所の存する地域（法第120条の15第1項の地域をいう。）に係る畑作物危険段階基準共済掛金率」に改めること。
- 3 法第120条の14第4項の規定により、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分を定めた組合にあっては、第1項中「蚕繭に係るもの」にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと」を「蚕繭に係るもの」にあっては、蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分ごと」に改めること。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第107条 第99条第1項の規定によりこの組合との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る組合員負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。

(1) ○○○ ○月○日

(2) ○○ ○月○日

(備考)

- 1 「○○○」及び「○○」には、組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物又は共済目的の種類等とする蚕繭を規定するものとし、「○月○日」には、共済目的の種類ごと（蚕繭に係るもの）にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、共済責任期間の開始する時を当該地域の実情に応じて規定すること。ただし、ばれいしょについては、春植えばれいしょと秋植えばれいしょの別ごとに規定してもよい。
- 2 さとうきびについては、「○月○日」とあるのは「当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の5月31日」と規定すること。
- 3 蚕繭に係る畑作物共済にあっては、その共済目的の種類等ごとに、当該共済責任期

間の開始する時までに当該共済掛金の額を確定することができない場合に限り、共済掛金の払込期限の延長ができるものとする。この場合には、次の２項を規定してもよい。ただし、法第120条の14第４項の規定により農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分を定めた組合にあっては、第２項中「共済目的の種類等」を「共済目的の蚕期に応じた区分」に改めること。

２ 蚕繭に係る畑作物共済については、その共済目的の種類等ごとにこの組合が告知する払込期日までに当該共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

３ 前項の払込期日は、当該共済責任期間の開始時から、組合員ごとの蚕種の掃立（又は配蚕）時における掃立量の報告に基づき当該組合員に係る共済掛金の額が確定した日としてこの組合が認めた日以後２週間を超えない範囲内で定めることとする。

４ 茶、さとうきび及び蚕繭を除くものに係る畑作物共済にあっては、その共済目的の種類ごとに、当該共済責任期間の開始する時までに当該共済掛金の額を確定することができない場合に限り、共済掛金の払込期限の延長ができるものとする。この場合には、当該額を確定することができる時期を考慮して当該月日を規定すること。

（共済金額）

第108条 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあっては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

（１）この組合と組合員との間に成立する〇〇〇に係る半相殺方式による畑作物共済の共済関係にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の70（大豆にあっては、100分の80）に相当する数を乗じて得た金額

（２）この組合と組合員との間に成立する〇〇〇に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の80（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては、100分の90）に相当する数を乗じて得た金額

（３）この組合と組合員との間に成立する蚕繭に係る畑作物共済の共済関係にあっては、当該組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の80に相当する数を乗じて得た金額

（４）この組合と組合員との間に成立する一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済の共済関係にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の100分の70に相当する数を乗じて得た金額

（５）この組合と災害収入共済方式資格者との間に成立する災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済の共済関係にあっては、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額の100分の〇〇を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定畑作物共済限度額」という。）を

超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額

- 2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、この組合の区域の属する法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額と金額とする。
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号の基準収穫量並びに同項第3号の基準収繭量は法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従いこの組合が定める。
- 4 第1項第5号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第150条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする。

（備考）

- 1 第1項第1号中「〇〇〇」には、大豆、小豆、いんげん及び茶のうち組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 2 第1項第2号中「〇〇〇」には、ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップのうち組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 3 第1項から第5項までに掲げる畑作物共済のいずれかを行わない組合にあつては、この項中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 第2項の規定は、いずれの畑作物共済の共済目的の種類等についても法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額を単位当たり共済金額として定める場合の規定であつて、当該金額のうちの最高額以外の額を単位当たり共済金額として定める場合には、次の例によること。
 - 2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第○の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき同表右欄に掲げる金額とする。
- 5 組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等のうちに法第120条の15第1項の規定により当該組合の区域を分けて地域が定められているものがある組合にあつては、第2項を次のいずれかの例により規定すること。
 - 2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第○の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき同表右欄に掲げる地域ごとに当該地域の属する法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額と金額とする。
 - 2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第○の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる地域ごとに同表右欄に掲げる金額とする。
- 6 法第120条の15第6項の規定により危険段階の別を定めた組合にあつては、第2項

を次の例により規定すること。その場合において、法第120条の15第1項の規定により当該組合の区域を分けて地域が定められている組合にあっては、「種類等」の次に「及び法第120条の15第1項の規定により〇〇県（都道府）知事が定めた地域」を加えること。

2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第〇の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる法第120条の15第6項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる金額とする。

7 規則第33条の15第3項の規定により単位当たり共済金額の選択につき組合員の申出を認める組合にあっては、第2項の次に次の例により2項を加えること。なお、第3項各号列記中「〇〇円、〇〇円」とあるのは、「法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額」等と改めてもよい。

3 組合員が、次に各号に掲げる共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額のうちのいずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

(1) 〇〇 〇〇円、〇〇円

(2) ……

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入してこの組合に提出してするものとする。

(1) 〇〇〇 〇月〇日

(2) ……

8 法第120条の14第4項の規定により、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分を定めた組合にあっては、第1項第3号中「畑作物共済の共済目的の種類等」を「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」に改め、第2項中「畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと」を「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと」に改めること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、この組合の区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率と同率とする。

(備考)

1 畑作物基準共済掛金率に更に安全割増を加える必要がある組合にあっては、この条を次の例により規定すること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、別表第〇の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、同表右欄に掲げる率とする。

2 法第120条の15第1項の規定により当該組合の区域を分けて地域が定められている

組合にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）及び法第120条の15第1項の規定により〇〇県（都道府）知事が定めた地域ごとに、当該地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率と同率とする。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、別表第〇の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等及び畑作物共済の共済責任期間による種別）につき同表中欄に掲げる地域ごとに同表右欄に掲げる率とする。

- 3 法第120条の15第6項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。この場合において、法第120条の15第1項の規定により当該組合の区域を分けて地域が定められている組合にあつては、第109条の第1の規定の例として規定された第109条中「種別ごと）」の次に「、法第120条の15第1項の規定により〇〇県（都道府）知事が定めた地域ごと」を加え、第109条の第2の規定の例として規定された第109条中「種別）」の次に「及び法第120条の15第1項の規定により〇〇県（都道府）知事が定めた地域」を加えること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）及び法第120条の15第6項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る畑作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、別表第〇の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等及び畑作物共済の共済責任期間による種別）につき同表中欄に掲げる法第120条の15第6項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる率とする。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第110条 理事は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年、第99条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。

- 3 組合員は、いつでも、第1項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(備考)

法第120条の15第6項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあっては、第1項中「畑作物共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる畑作物共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）」を加え、第2項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。」を加えること。

（共済金の支払）

- 第111条 この組合は、半相殺方式による畑作物共済については、〇〇〇に係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第104条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第1項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の30（大豆にあっては100分の20）を超えた場合に、第108条第1項第1号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。
- 2 この組合は、全相殺方式による畑作物共済については、〇〇〇に係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第104条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第2項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の20（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては、100分の10）を超えた場合に、第108条第1項第2号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。
- 3 この組合は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収繭量（共済事故により桑葉が減収し、買桑によって飼育をした場合には、その買桑分に相当する収繭量を除く。）を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不

能である場合には、その差し引いて得た数量を法第120条の16第3項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の100分の20を超えた場合に、第108条第1項第3号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

4 この組合は、一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに共済事故による共済目的の減収量(その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第104条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第150条の7第1項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の100分の30を超えた場合に、第108条第1項第4号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

5 この組合は、災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、共済事故による農作物の減収(農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る当該農作物の価格に応じ規則第47条の34第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。)がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定された当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しない場合に、その特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

6 前項の基準収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに規則第47条の34第2項の農林水産大臣が定める準則に従って、過去一定年間におけるその者の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該農作物の価格に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この組合が定める数量とする。

(備考)

- 1 第1項中「〇〇〇」には、大豆、小豆、いんげん及び茶のうち組合がその行う畑作物共済において、その共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 2 第2項中「〇〇〇」には、ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップのうち組合がその行う畑作物共済において、その共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 3 てん菜をその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあつては、

第2項中「農作物の収穫量」の次に「（てん菜に係る畑作物共済にあっては、法第120条の16第2項のその年における当該組合員の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）」を、「耕地」の次に「及びは種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において再びは種又は移植した耕地」を加えること。

4 第1項から第5項に規定する畑作物共済のいずれかを行わない組合にあっては、不要の部分进行削る等所要の手直しを行うこと。

5 さとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする組合にあっては、第2項中「農作物の収穫量」の次に「（さとうきびに係る畑作物共済にあっては、法第120条の16第2項のその年における当該組合員の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）」を、「耕地」の次に「及び植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合又はその他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地」を加え、次の1項を加えること。

7 さとうきびに係る畑作物共済については、組合員ごとに、当該組合員がさとうきびの栽培を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。）がある場合であって、第2項の規定により共済金が支払われないとき又は第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額を超えるときは、共済金は、第2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる金額に相当する金額とする。

（1）第108条第1項第2号の単位当たり共済金額に、当該さとうきび収穫皆無耕地ごとの基準収穫量の合計の100分の70（第104条の発芽期において共済事故により発芽しなかったさとうきび収穫皆無耕地については、法第150条の9第1号の農林水産大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

（2）第2項の規定を適用して算定して得た金額

6 法第120条の14第4項の規定により、農林水産大臣が蚕繭を共済目的とする畑作物共済に係る共済目的の種類等につき蚕期に応じた区分を定めた組合にあっては、第3項中「畑作物共済の共済目的の種類等」を「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」に改めること。

（共済金額の削減）

第112条 この組合は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分（一の畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。）に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

（1）当該畑作物区分に係る定款第55条第4項の不足金てん補準備金の金額

（2）当該畑作物区分に係る定款第57条第4項の特別積立金の金額

(備考)

特定組合にあっては、本条中「畑作物区分（一の畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。）を「一の畑作物共済保険区分（法第141条の4第4項の畑作物共済保険区分をいう。以下同じ。）」に改め、「限り、」の次に「支払うべき共済金の総額から総共済金額に法第135条第5号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の1,000分の145に相当する金額を超えない範囲において、」を加えること。

(共済金の支払の免責等)

第113条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第99条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物又は蚕繭に関する第101条第1項第1号ロからニまで及び同項第2号ロからヘまでに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 組合員が第105条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果、通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

第114条 組合員は、第99条第1項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

- (1) 第99条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、

又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第99条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第114条の2 組合員が正当な理由がないのに第107条の規定による払込みを遅滞したとき又は第117条第3項の規定に違反して第1回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(備考)

畑作物共済の組合員負担共済掛金について分納制度を行わない組合にあっては、「又は第117条第3項の規定に違反して第1回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したとき」を削ること。

(重大事由による解除)

第114条の3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第114条の4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第114条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 第114条の2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第115条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第111条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の減収量又は同条5項の生産金額の減少額、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(備考)

第111条第1項から第5項に掲げるいずれかの共済目的の種類に係る畑作物共済又は蚕繭に係る畑作物共済を行わない組合にあっては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

(無事戻し)

第116条 この組合は、畑作物共済について、規則第23条の2第5項に規定する畑作物無事戻区分ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の○分の○に相当する金額（当該前3事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをするものとする。

- (1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額以上の金額であるときを除く。）
- (2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの定款第57条第4項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額に、当該畑作物無事戻区分につき〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 総代会を設けない組合にあっては、第1項中「総代会」を「総会」に改めること。
- 2 第1項中「○分の○」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。
- 3 第1項中「するものとする」を「することができる」に改めてもよい。
- 4 特定組合にあっては、第2項中「に、当該畑作物無事戻区分につき〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額」を削ること。

(組合員負担共済掛金の分納)

第117条 この組合は、畑作物共済に係る組合員負担共済掛金のうち〇〇〇及び〇〇に係るものについて、当該組合員負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、第107条の

規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 組合員は、第1項の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、第107条各号に掲げる期日までに組合員負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第99条第1項の規定により畑作物共済の共済関係の成立した日の属する年の次の各号に掲げる期日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

(1) ○○○ ○月○日

(2) ○○ ○月○日

4 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

5 第5条第1項及び第6条の規定は、第3項に掲げる払込期限までに第2回目の払込みを行わない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(備考)

1 この条及び次条の規定は、畑作物共済の組合員負担共済掛金の納付について分納を認めることとした組合についての規定であって、分納制度を行わない組合にあつては、これらの規定を削る等所要の手直しを行うこと。

2 第1項及び第3項中「○○○」及び「○○」には、組合がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物で分納を認めるものを規定し、第3項中「○月○日」には、当該農作物に係る共済責任期間が2分の1を経過することとなる月日を規定すること。この場合において、ばれいしょについては、春植えばれいしょと秋植えばれいしょの別ごとに規定してもよい。

3 さとうきびについては、第3項中「○月○日」とあるのは「当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の9月30日」と規定すること。

第118条 組合員が正当な理由がないのに前条第3項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第113条の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第6章 園芸施設共済

(備考)

この章は、園芸施設共済を行う組合のみについての規定であって、この事業を行わない組合にあつては、この章を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第119条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、組合員が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、組合員が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有

する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）のすべてについて同項の規定による申込み（第121条第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。）をしている場合でなければ、しないものとする。

- （1）園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- （2）当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。

（備考）

特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない組合にあっては、第2項中「（第121条第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。）」を削る等所要の手直しを行うこと。

（園芸施設共済への義務加入）

第120条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で、特定園芸施設を所有するものは、次の各号に該当する場合を除き、その者が所有する特定園芸施設を園芸施設共済に付さなければならない。

- （1）当該特定園芸施設が前条第2項各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合
- （2）当該特定園芸施設が、園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合
- （3）当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール未満である者が所有する特定園芸施設である場合

（備考）

- 1 法第85条第2項後段の規定により、農作物共済を行わない組合にあっては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第3号中「5アール」とあるのは、2アールを下らず5アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。ただし、その定める面積は、組合員資格に関し定款第8条第6号に定める面積と一致させること。

（園芸施設共済の申込み）

第121条 組合員が第119条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- （1）申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあっては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- （2）特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
- （3）附帯施設の種類及び経過年数
- （4）施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
- （5）その他共済目的を明らかにすべき事項

- 2 組合員は、第119条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

- 3 組合員は、第119条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。
- 4 この組合は、第119条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 5 第1項の申込書に記載した事項に変更（第126条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（備考）

- 1 附帯施設又は施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては、第1項中第3号又は第4号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 特定園芸施設撤去費用額を定めない組合にあっては、第2項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 園芸施設復旧費用額を定めない組合にあっては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。

（申込みの承諾を拒む場合）

第122条 この組合は、特定園芸施設を管理する組合員から第119条第1項の規定による申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が同条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

（共済事故の一部除外）

第123条 組合員は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について第119条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、第2条第1項第6号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号の一に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。
 - （1）前項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
 - （2）前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

（備考）

- 1 第2項第1号中「5アール」とあるのを、5アールを下らない面積に改めてもよい。
- 2 施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。

（共済関係の消滅しない場合）

第124条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合において、

その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第10条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第124条の2 組合は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 組合の名称

(2) 組合員の氏名又は名称

(3) 共済事故

(4) 共済責任期間の始期及び終期

(5) 共済金額

(6) 共済目的を特定するために必要な事項

(7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法

(8) 第15条第1項、第2項及び第6項、第121条第5項並びに第126条の通知をすべき事項

(9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法

(8) 第15条第1項及び第2項、第121条第4項並びに第126条の通知をすべき事項

(10) 共済関係の成立年月日

(11) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(備考)

特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない組合にあつては、第1項第8号中「第15条第1項、第2項及び第6項」を「第15条第1項及び第2項」に改め、第9号を削る等所要の手直しを行うこと

(共済責任期間)

第125条 園芸施設共済の共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間とする。

2 その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る組合員からこの組合が、その開始している共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）の1箇月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済においてその先に開始するいずれかの特定園芸施設としての被覆期間に係る共済責任期間の終了日の10日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

3 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前2項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る組合員との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を4箇月以上1年未満（第1号及び第4号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあつては、1年未満）とすることができる。

（1）共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

（2）当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

（3）当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆しない期間中は、施設園芸の用に供しないこと。

（4）当該特定園芸施設について気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続し、かつ、その被覆期間を合計した期間が4箇月以上であること。

（備考）

1 第3項中「4箇月」とあるのを「2箇月」に改めてもよい。

2 共済責任期間の始期を統一する組合にあつては、第1項を次のように改め、第3項中「前2項」を「第1項本文及び第2項」に改め、同項第1号中「始期又は」を削ること。

園芸施設共済の共済責任期間は○月○日、○月○日又は○月○日のうち、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の後最初に到来する日から1年間とする。ただし、現に園芸施設共済に付されている特定園芸施設以外の特定園芸施設を組合員が新たに所有し又は管理した場合その他特別な事由がある場合における共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から当該組合員との協議により定める日までとすることができる。

（通知義務）

第126条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損し若しくは滅失したとき（破損したときにあつては、その被害が軽微なときを除く。）、共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物を共済目的とする共済関係において施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（備考）

施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあつては、「施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したとき」を削る等所要の手直しを行うこと。

（組合員負担共済掛金の金額）

第127条 園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済金額に第130条の共済掛金率を乗じて得た金額（第125条第3項の規定により1年未満とされた共済責任期間に係る

ものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額) からその2分の1に相当する金額(その金額が法第13条の5の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣の定める金額)を差し引いて得た金額とする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第128条 第119条第1項の規定による申込みをした者は、第121条第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第119条第1項の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(共済金額)

第129条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設(第2条第7項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。)ごとに、共済価額の100分の〇〇を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第131条第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、法第120条の22第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時点における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この組合が定める金額とする。

3 第121条第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第2項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額(以下「撤去費用基準額」という。)を加えた金額とする。

4 第121条第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第3項の農林水産大臣が定める金額(以下「復旧費用基準額」という。)を加えた金額とする。

(備考)

1 附帯施設をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては不要の部分を削り、施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては第1項中「又は施設内農作物」を削り、第2項中「当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案し、」を削り、附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては第1項中カッコ書を削り、第2項中「及び附帯施設」及び「、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案し」を削ること。

2 特定園芸施設撤去費用額を定めない組合にあっては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。

- 3 園芸施設復旧費用額を定めない組合にあつては、第4項を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済掛金率)

第130条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごとに、この組合の区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

(備考)

- 1 法第120条の23第1項の率として園芸施設基準共済掛金率を超える率を定める組合にあつては、この条を次の例により規定すること。

(共済掛金率)

第130条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごとに、別表第○に掲げる率とする。

- 2 法第120条の23第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。

(共済掛金率)

第130条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごと、法第120条の23第2項の規定により農林水産大臣が定める地域ごと及び法第120条の23第3項の規定による危険段階別に当該危険段階に係る法第120条の23第3項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。

(共済掛金率)

第130条 園芸施設共済の共済掛金率は、別表第○の左欄に掲げる施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）及び法第120条の23第2項の規定により農林水産大臣が定める地域につき同表中欄に掲げる法第120条の23第3項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる率とする。

- 3 施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合及び特定園芸施設撤去費用を定めない組合にあつては、「ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）」を削り、備考の2により第130条の第1の規定の例として規定された第130条中「、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごと」を削り、第130条の第2の規定の例として規定された第130条中「、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）」を削る等所要の手直しを行うこと。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

- 第131条 理事は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、組合員負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。
- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。
- 3 組合員は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(備考)

法第120条の23第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める組合にあつては、第1項中「園芸施設共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所」を加え、第2項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。」を加えること。

(共済金の支払額)

- 第132条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が3万円（当該特定園芸施設等に係る共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。
- (1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
- (2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
- (3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であつて、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
- (1) 特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合
- (2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50%（規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35%）を超える場合

- 4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
- 6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時点における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

（備考）

- 1 附帯施設又は施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては第2項中第2号又は第3号を削る等所要の手直しを行い、附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては、第1項中「特定園芸施設等」を「特定園芸施設」に、「当該特定園芸施設等」を「当該特定園芸施設」に改め、第2項を次の例により規定すること。
- 2 前項の損害の額は、当該園芸施設共済の共済価額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。
- 2 特定園芸施設撤去費用額を定めない組合にあっては、第3項及び第4項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 園芸施設復旧費用額を定めない組合にあっては、第5項及び第6項を削る等所要の手直しを行うこと。

（共済金額の削減）

第133条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- （1）定款第52条第5号の勘定に係る定款第55条第2項の不足金てん補準備金の金額
- （2）定款第52条第5号の勘定に係る定款第57条第2項の特別積立金の金額

- 2 前項の規定による共済金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行うものとする。

(備考)

特定組合にあつては、第1項中「限り」の次に、「、事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第141条の5第5号ロの経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率（法第135条第6号ロの園芸施設通常標準被害率をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の1,000分の145に相当する金額を超えない範囲内において」を加えること。

第134条 この組合は、決算において共済金額の削減を生ずるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第135条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第15条第1項、第2項又は第6項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第119条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第121条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 組合員が第126条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

- 2 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(備考)

- 1 附帯施設をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあつては第1項第4号中「から第4号まで」を「及び第3号」に改め、施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあつては同号中「から第4号まで」を「及び第3号」に改め、第2項を削り、附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあつては第1項第4号中「特定園芸施設等」を「特定園芸施設」に改め、「から第4号まで」を削り、第2項を削ること。
- 2 特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない組合にあつては、第1項第3号中「第15条第1項、第2項及び第6項」を「第15条第1項又は第2項」に改める等所要の手直しを行うこと。

(支払責任のない損害)

第135条の2 この組合は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

(告知義務違反による解除)

第136条 組合員は、第119条第1項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第119条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第119条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第136条の2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第136条の3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第136条第2項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事

故による損害

(共済関係の失効)

第137条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第138条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(備考)

附帯施設をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない組合にあっては、この条中「又は附帯施設」を削ること。

(共済金支払額等の通知)

第139条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該組合員に共済金の支払額、第132条第1項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

(無事戻し)

第140条 この組合は、園芸施設共済について、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金(以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。)の○分の○に相当する金額(当該前3事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前2事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該組合員に対して無事戻しをするものとする。

(1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の○分の○に相当する金額以上の金額であるときを除く。)

(2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分

の〇分の〇に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該〇分に〇に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第52条第5号の勘定に係る定款第57条第2項の特別積立金の金額に〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

（備考）

- 1 総代会を設けない組合にあっては、第1項中「総代会」を「総会」に改めること。
- 2 第1項中「〇分の〇」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。
- 3 第1項中「するものとする」を「することができる」に改めてもよい。
- 4 特定組合にあっては、第2項中「に〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額」を削ること。

（組合員負担共済掛金の分納）

第141条 この組合は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金の金額の合計額が〇万円以上である場合には、第128条第1項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。

- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 組合員は、第1項の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、第121条第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に組合員負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して6箇月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
- 4 第1項の規定により分割納付を認められた園芸施設共済の共済責任期間は、第125条第1項の規定にかかわらず、この組合が前項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から1年間とする。
- 5 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。
- 6 第5条第1項及び第6条の規定は、第3項の払込期限までに2回目の払込みを行わない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

（備考）

この条及び次条の規定は、園芸施設共済の組合員負担共済掛金の払込みについて分納を認めることとした組合についての規定であって、分納制度を行わない組合にあっては、これらの規定を削る等所要の手直しを行うこと。

第142条 組合員が正当な理由がないのに前条第3項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第135条の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第7章 任意共済

(備考)

この章は、任意共済事業を行う組合についての規定であって、任意共済事業の全部又は一部を行わない組合にあっては、この章又はこの章中の不要の部分进行削る等所要の手直しを行うこと。

第1節 建物共済

(共済関係の成立)

第143条 建物共済の共済関係は、建物1棟ごとに、組合員がその所有し、又は管理する建物をこの組合の建物共済に付することを申し込み、この組合がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

(建物共済の申込み)

第144条 組合員が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した建物共済申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 組合員の氏名及び住所（組合員が法人である場合には、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 共済責任期間の始期及び終期
- (3) 建物共済の種類、建物の所在地番、種類、構造及びその附属物並びに共済金額
- (4) 当該建物を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額
- (5) その他共済目的を明らかにすべき事項

- 2 家具類若しくは農機具若しくは前項第3号の建物に附属する門、垣、塀その他の工作物を共済目的とする場合又は畳、建具その他の従物を共済目的としない場合には、それぞれ、その旨を前項第5号の事項として記載しなければならない。
- 3 この組合は、組合員から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを組合員に通知するものとする。
- 4 第1項の建物共済申込書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なくその旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第145条 この組合は、組合員から第143条の規定による申込みを受けたときは、その申込みに係る共済目的につき、建物共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、建物共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

(共済責任の開始)

第146条 建物共済に係る共済責任は、この組合が組合員から共済掛金等の払込みを受けた日（第146条の2第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

（共済関係成立時の書面交付）

第146条の2 組合は、建物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- （1）組合の名称
- （2）組合員の氏名又は名称
- （3）共済事故
- （4）共済責任期間の始期及び終期
- （5）共済金額
- （6）共済目的を特定するために必要な事項（建物の所在地番、種類、構造等）
- （7）家具類又は農機具を共済目的とした場合には、これを納める建物の所在地番、種類及び構造
- （8）第174条に規定する臨時費用担保特約をした場合には、第175条第1項の規定により組合員が選択した割合
- （9）第178条第1項に規定する収容農産物補償特約をした場合には、当該収容農産物補償特約に係る共済目的の種類及び共済責任期間、同項に規定する収容農産物を収容する建物の所在地番、種類及び構造並びに第182条第1項に規定する支払限度額
- （10）第189条第1項に規定する自動継続特約をした場合には、同項後段の規定により組合員が申し出た回数
- （11）共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法
- （12）第15条第1項、第2項及び第8項、第144条第4項並びに第152条第1項の通知等をするべき事項（臨時費用担保特約付建物共済にあっては、第176条の通知すべき事項を加えること。）
- （13）共済関係の成立年月日
- （14）書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

（共済責任期間）

第147条 建物共済に係る共済責任期間は、1年とする。

- 2 この組合の建物共済に付される建物に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、建物共済の共済責任期間を1年未満とすることができる。
- 3 前2項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。
- 4 組合員が、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の警戒宣言

が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した建物共済の共済関係に係る建物を、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの組合の建物共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

(共済金額)

第148条 建物共済の共済金額は、建物火災共済にあつては〇万円、建物総合共済にあつては〇万円を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

(備考)

第1項中「〇万円」には、法第120条の26の規定により農林水産大臣が定めた金額を超えない金額を規定すること。

(建物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第149条 理事は、建物共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した建物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとする。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。
- 3 組合員は、いつでも、第1項の建物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済掛金等の金額)

第150条 建物共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に前条第1項の建物共済掛金率等一覧表に掲げる建物共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

(共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法)

第151条 第143条の規定により建物共済に係る共済関係が成立した者は、第144条第3項の承諾の通知に記載された払込期限までに、建物共済に係る共済掛金等をこの組合に払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第143条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 第147条第3項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、組合員は、共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの組合に払い込まなければならない。
- 4 この組合は、第10条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び次条第7項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して14日以内に、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、

当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの組合に払い込まなければならない。

ただし、大規模地震対策特別措置法第9条第1項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して14日が経過する場合は、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該差額を払い込むものとする。

- 5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 6 建物共済に係る共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(通知義務)

第152条 次の事実が発生した場合は、組合員は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この組合に通知し、この組合の承認を申請しなければならない。ただし、第4号の場合においてその破損が軽微であるとき、第5号の場合においてその改築若しくは増築又は構造の変更が軽微であるとき及び第6号から第8号までの場合においてその事実がなくなったときは、この限りでない。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。
- (2) 共済目的を譲渡すること。
- (3) 共済目的を解体すること。
- (4) 共済目的が共済事故以外の原因により破損したこと。
- (5) 共済目的である建物を改築し、若しくは増築し、又はその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたって修繕すること。
- (6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること。
- (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるために他に搬出した場合における5日間については、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、共済目的について危険が著しく増加すること。

- 2 組合員が前項の規定による義務を怠ったときは、その通知前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、建物共済の共済関係を解除することができる。
- 4 第3項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。
- 5 この組合は、第1項の規定による申請があったときは、その申請を承認するかどうかを決定して組合員に通知するものとする。
- 6 この組合は、第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。

- 7 第1項の申請を受けた場合において、この組合がその申請を承認したときは、この組合は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は将来に向ってのみ効力を有する。

(損害)

第153条 建物共済の損害は、建物火災共済にあつては、第1号から第6号まで、建物総合共済にあつては第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げるものとする。

- (1) 共済事故により生じた共済価額（その損害が生じた地及び時における共済目的の価額をいう。以下同じ。）の減少
- (2) 前号の損害（地震等による損害を除く。）を生じた共済目的の残存物の取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」という。）
- (3) 第1号の損害（地震等による損害を除く。）の額が共済価額の100分の80以上となった場合に特別に要する費用（以下「特別費用」という。）
- (4) 地震等を直接又は間接の原因とする火災により共済目的が次のイ又はロに該当するに至った場合に臨時に生ずる費用（以下「地震火災費用」という。）
 - イ 共済目的が建物であるときには、当該建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の100分の20以上又は当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が100分の20以上
 - ロ 共済目的に家具類又は農機具が含まれるときには、当該家具類若しくは農機具を収容する建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の100分の20以上、当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が100分の20以上又は家具類若しくは農機具の共済価額の減少が当該家具類若しくは農機具の共済価額の100分の80以上
- (5) 組合員が、第11条第3項の規定による損害の防止又は軽減に努めたときに支出される次のイからハまでに掲げる費用（地震等による火災に関するものを除く。）のうち必要又は有益な部分（以下「損害防止軽減費用」という。）
 - イ 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含む。）の再取得費用
 - ロ 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含む。）の修理費用又は再取得費用
 - ハ 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に関する費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼を除く。）
- (6) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発により第三者（他人の所有する物を建物共済に付する組合員を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除く。）が所有する物に滅失、き損又は汚損（煙損害又は臭気付着による損害を除く。）が生じた場合にそれによって生じる見舞金等に要する費用（以下「失火見舞費用」という。）

(損害額の算定)

第154条 建物共済において、この組合と当該組合員との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額によって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることを組合が証明

した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

(共済金の支払額)

第155条 この組合は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる金額を損害共済金（第153条第1号の損害について支払われる共済金をいう。以下同じ。）として組合員に支払うものとする。ただし、建物総合共済の共済関係に係る第1号ロの規定により支払われる損害共済金は、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額。以下この条において同じ。）の100分の50に相当する金額を限度とする。

(1) 共済事故が風水害等の自然災害である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済事故が地震等以外のものである場合にあっては、当該共済事故によって生じた損害（第153条第1号の損害に限る。以下第5項まで及び次節（第173条第8項を除く。）において同じ。）の額（建物総合共済において、風水害等の自然災害（地震等を除く。）によって、その額が共済価額の100分の80未満である損害が生じた場合には、その損害の額から共済価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか少ない額を差し引いて得た額）に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

ロ 共済事故が地震等である場合にあっては当該共済事故によって生じた損害（建物（畳及び建具を含む。）に係る損害にあってはその額が当該建物の価額の100分の5に相当する額以上のもの、家具類及び農機具に係る損害にあってはその額が当該家具類及び農機具の価額の100分の70に相当する額以上又は当該家具類及び農機具を収容する建物の価額の100分の70に相当する額以上のものに限る。）の額に共済金額の100分の50に相当する金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 共済事故が火災等である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済金額が共済価額の100分の80に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に相当する金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

ロ 共済金額が共済価額の100分の80に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、共済価額の100分の80に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

2 第11条第1項の規定による義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなす。

3 同一の共済目的について損害共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「共済関係等」という。）が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額。以下この項において同じ。）を超えるときは、損害共済金は、第1項の規定にかかわらず、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に

損害の額に満たない額を加えた金額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 5 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 6 この組合は、残存物取片付け費用に相当する金額を残存物取片付け費用共済金として組合員に支払うものとする。ただし、第1項の規定により算出される損害共済金の額の100分の10に相当する金額を限度とする。
- 7 同一の共済目的について残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 9 前2項の場合において、損害（第153条第2号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 10 この組合は、特別費用に相当する金額（共済金額に100分の10を乗じて得た金額をいう。）を特別費用共済金として組合員に支払うものとする。ただし、1共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とする。
- 11 同一の共済目的について特別費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1共済事故につき、1建物ごとに200万円（他の共済関係等に限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、特別費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による特別費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 12 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる特別費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 13 前2項の場合において、損害（第153条第3号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 14 この組合は、1事故（72時間以内に生じた2以上の地震等による事故は、一括して1事故とみなす。以下同じ。）につき、1建物ごとに地震火災費用に相当する金額（共済金額に100分の5を乗じて得た金額をいう。）を地震火災費用共済金として組合員（建物火災

共済の共済関係の存する者に限る。)に支払うものとする。

- 15 同一の共済目的について地震火災費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1事故につき、1建物ごとに共済価額に100分の5（他の共済関係等に支払割合が100分の5を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額。以下この項において同じ。）を超えるときは、地震火災費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による地震火災費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 16 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる地震火災費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 17 この組合は、損害防止軽減費用に相当する金額（損害防止軽減費用の額に共済価額の100分の80に相当する金額に対する共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止軽減費用の額）をいう。）を損害防止費用共済金として組合員に支払うものとする。
- 18 同一の共済目的について損害防止費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、損害防止軽減費用の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害防止費用共済金との合計額が損害防止軽減費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害防止軽減費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 19 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害防止費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 20 前2項の場合において、損害（第153条第5号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 21 この組合は、失火見舞費用に相当する金額（1共済事故につき、1世帯又は1法人（以下「被災世帯」という。）ごとに20万円）を失火見舞費用共済金として組合員に支払うものとする。ただし、1共済事故ごとに共済金額に100分の20を乗じて得た金額を限度とする。
- 22 同一の共済目的について失火見舞費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1共済事故につき、1被災世帯ごとに20万円（他の共済関係等に限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、失火見舞費用共済金は、前項本文の規

定にかかわらず、支払限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による失火見舞費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。

23 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる失火見舞費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

24 前2項の場合において、損害（第153条第6号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

（共済金支払の免責）

第156条 次の場合には、この組合は、建物共済に係る共済金の支払の責めを免れるものとする。

- （1）組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- （2）組合員が第14条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき。
- （3）組合員が第15条第1項及び第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- （4）組合員が第15条第8項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき。

（支払責任のない損害）

第157条 この組合は、建物火災共済にあつては、第1号から第3号まで、建物総合共済にあつては、第2号及び第3号に掲げる損害について、建物共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

- （1）地震等によって生じた共済事故による損害。ただし、第155条第14項の地震火災費用共済金については、この限りではない。
- （2）原子力によって生じた共済事故による損害
- （3）共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難による損害

（超過共済）

第158条 建物共済の共済関係の成立時において共済金額が共済価額を超えていたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。

（告知義務違反による解除）

第159条 組合員は、第143条の規定による申込みの当時、建物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大

な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該建物共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第143条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。

(重大事由による解除)

第160条 組合は、次に掲げる事由がある場合には、建物共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第161条 建物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により建物共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第159条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第162条 建物共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の包括承継人が当該建物共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係はその譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

- 2 建物共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該建物共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。
- 3 前項の場合において、組合員の責めに帰すことのできない事由により共済目的が滅失したときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することができるものとする。

(共済関係の消滅)

第163条 組合員が組合員たる資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間の満了の時に、建物共済の共済関係は消滅するものとする。

- 2 建物共済の共済関係は、第153条第1号の損害の額が共済価額の100分の80以上となったときに消滅するものとする。

(残存物)

第164条 この組合は、建物共済の共済目的の全部が滅失した場合において、組合員が、当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この組合が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りでない。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第165条 他人の物を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該物を建物共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該物の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

- 2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該物の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(無事戻し)

第166条 この組合は、毎事業年度、建物共済について、組合員が自己の責めに帰すべき理由がないのに、引き続き○年間にわたり共済金の支払を受けないか又は当該期間中に支払を受けた共済金の金額が当該期間中の共済掛金の金額の100分の10に相当する金額に満たない場合（当該事業年度の前○事業年度間に無事戻しを受けた場合を除く。）には、総代会の議決を経て、当該100分の10に相当する金額（当該期間中に共済金の支払を受けたときは、当該100分の10に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをするものとする。

- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第57条第2項の特別積立金の金額に○○県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 建物共済について無事戻しを行わない組合にあっては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 建物共済について共済責任を保有しない組合にあっては、第2項中「定款第57条第2項の特別積立金の金額に」及び「を加えた金額」を削ること。
- 3 特定組合にあっては、第2項中「に〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額」を削ること。

（共済掛金率の設定及び変更）

第167条 この組合は、別に定めるところにより建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更するものとする。

- 2 前項の規定により、建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

（備考）

特定組合にあっては、第2項を削ること。

（約款）

第168条 この組合は、建物共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

- 2 前項の規定により建物共済に係る約款を定めた場合には、これを、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

（備考）

特定組合にあっては、第2項を削ること。

第2節 建物共済の特約

第1款 新価特約

（新価特約の締結）

第169条 この組合は、組合員の建物共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第153条の規定にかかわらず、この組合が支払うべき損害共済金に係る損害の額をその損害の生じた地及び時における共済目的の再取得価額（当該共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型及び能力を有する建物を再取得又は再築するに要する費用の額をいう。以下同じ。）によって定める旨の特約（以下「新価特約」という。）をすることができる。

（共済目的の範囲）

第170条 新価特約が締結される建物共済（以下「新価特約付建物共済」という。）の共済目的は、第2条第1項第7号及び第8号に掲げる共済目的のうち、その減価割合（再取得価額から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいう。以下同じ。）が100分の50以下であるものに限るものとする。

（共済金額）

第171条 新価特約付建物共済の共済金額は、建物火災共済にあつては〇万円、建物総合共済にあつては〇万円を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

2 前項の共済金額は、次条の規定により新価特約が解除された場合において当該共済金額が共済価額を超えることとなったときは、組合員はその超える部分の金額に相当する金額の減額を請求することができる。

3 前項の規定により共済金額を減額したときは、この組合は、その減額した部分の金額に対応する共済掛金を返還するものとする。

(新価特約の解除)

第172条 この組合は、新価特約付建物共済の共済目的について共済事故以外の原因により損害が生じた場合において、その減価割合が100分の50を超えることとなったときは、当該新価特約を解除するものとする。

(共済金の支払額)

第173条 この組合は、第155条第1項の規定にかかわらず、新価特約付建物共済に係る損害共済金として、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める金額を組合員に支払うものとする。ただし、建物総合共済の共済関係に係る第1号ロの規定により支払われる損害共済金は、共済金額（共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額。以下この条において同じ。）の100分の50に相当する金額を限度とする。

(1) 共済事故が風水害等の自然災害である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済事故が地震等以外のものである場合にあつては、当該共済事故によって生じた損害の額（建物総合共済において、風水害等の自然災害（地震等を除く。）によって、その額が再取得価額の100分の80未満である損害が生じた場合には、その損害の額から再取得価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか少ない額を差し引いて得た額）に共済金額の再取得価額に対する割合を乗じて得た金額

ロ 共済事故が地震等である場合にあつては、当該共済事故によって生じた損害（建物（畳及び建具を含む。）に係る損害にあつては、その額が当該建物の再取得価額の100分の5に相当する額以上のもの、家具類及び農機具に係る損害にあつては、その額が当該家具類及び農機具の再取得価額の100分の70に相当する額以上又は当該家具類及び農機具を収容する建物の再取得価額の100分の70に相当する額以上のものに限る。）の額に共済金額の100分の50に相当する金額の再取得価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 共済事故が火災等である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済金額が再取得価額の100分の80に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に相当する金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

ロ 共済金額が再取得価額の100分の80に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、再取得価額の100分の80に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

- 2 新価特約付建物共済の共済目的である建物について、他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、損害共済金は、前項の規定にかかわらず、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による損害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が損害の額に満たないときは、この組合は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を損害共済金とし、同項の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 4 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 5 新価特約付建物共済に係る残存物取片付け費用共済金の額は、第155条第6項ただし書の規定にかかわらず、第1項の規定により算出される損害共済金の額の100分の10に相当する金額を限度とする。
- 6 新価特約付建物共済の共済目的である建物について、残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、第155条第6項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 8 前2項の場合において、損害（第153条第2号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

第2款 小損害実損填補特約

（小損害実損填補特約の締結）

第173条の2 この組合は、組合員の建物共済（次に掲げるものに限る。）に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害の額が30万円以下の場合における損害共済金を損害の額と同額とする旨の特約（以下「小損害実損填補特約」という。）をすることができる。

- (1) 共済金額が1,000万円以上である建物火災共済又は建物総合共済
- (2) 建物火災共済及び建物総合共済（共済目的及び共済責任期間が同一であるものに限る。）の共済金額の合計が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済のいずれか

（小損害実損填補特約の解除）

第173条の3 この組合は、小損害実損填補特約をした建物共済（以下「小損害実損填補特約付建物共済」という。）について、第148条第2項又は第171条第2項の規定により共済金額を減額したことにより前条各号に掲げる建物共済に該当しなくなったときは、当該小損害実損填補特約を解除するものとする。

- 2 前項の規定により小損害実損填補特約を解除したときは、この組合は、払込みを受けた小損害実損填補特約に対応する共済掛金の一部を返還するものとする。

（共済金の支払額）

第173条の4 この組合は、小損害実損填補特約付建物共済に係る損害共済金として、共済事故による損害（建物総合共済にあっては、地震等による損害を除く。以下この条において同じ。）の額が30万円以下であるときは、当該損害の額に相当する金額を組合員に支払うものとする。

- 2 この組合は、共済事故による損害の額が30万円を超える場合であって、第155条第1項第1号イ及び同項第2号又は第173条第1項第1号イ及び同項第2号の規定により算出した損害共済金が30万円に満たないときは、損害共済金として30万円を支払うものとする。
- 3 小損害実損填補特約付建物共済（建物総合共済に限る。）について、共済事故が自然災害（地震等を除く。）であって、損害の額が1万円に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、損害共済金は支払わないものとする。
- 4 小損害実損填補特約付建物共済の共済目的である建物について、損害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第155条第3項から第9項までの規定を準用する。

第3款 臨時費用担保特約

（臨時費用担保特約）

第174条 この組合は、組合員の建物共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害に伴う臨時の費用の額を臨時費用共済金として支払う旨の特約をすることができる。

（臨時費用共済金の額）

第175条 前条の臨時費用共済金の額は、第155条第1項（第1号ロに係る部分を除く。）、第173条第1項（第1号ロに係る部分を除く。）又は第173条の4の損害共済金の額に100分の10、100分の20又は100分の30のうち組合員が選択した割合を乗じて得た金額とする。ただし、1共済事故につき、1建物ごとに250万円を限度とする。

- 2 前項の場合において、第4項に掲げる者が、被害の日から200日以内に死亡又は後遺障

害（火災等に直接起因するものに限る。）を被ったときは、前項の金額に1名ごとに共済金額の100分の30に相当する金額（以下「死亡・後遺障害費用共済金」という。）を加算するものとする。ただし、1回の共済事故につき1名ごとに200万円を限度とする。

3 前項に規定する死亡・後遺障害費用共済金は、組合員（組合員が死亡したときは、その法定相続人）に支払うものとする。ただし、法定相続人が2人以上いる場合には、その受取割合は、法定相続分の割合とする。

4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとする。

- （1）組合員及び共済目的の所有者（組合員及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者）
- （2）組合員及び共済目的の所有者の親族
- （3）組合員及び共済目的の所有者の使用人
- （4）第146条の2第1項の書面記載の建物に居住している者

5 同一の共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が第1項に規定する限度額を超えるときは、臨時費用共済金の額は、同項に規定する限度額（他の共済関係等に、1共済事故につき、1建物ごとに250万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が同項の限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に同項の限度額に満たない額を加えた金額とする。

6 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

7 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

8 同一の共済目的について、死亡・後遺障害費用共済金を支払うべき他の共済関係が存する場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2項に規定する限度額を超えるときは、死亡・後遺障害費用共済金は、同項に規定する限度額にこの共済関係の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

（死亡・後遺障害発生通知）

第176条 組合員（組合員が死亡した場合は法定相続人）は、火災等によって共済目的に損害が発生し、かつ、前条第4項に掲げる者が死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なく、この組合に通知するものとする。

第4款 費用共済金不担保特約

（費用共済金不担保特約の締結）

第177条 この組合は、組合員の建物共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第153条第1項第2号から第6号まで

に規定する損害に係る共済金（以下この項において「費用共済金」という。）について、第155条第6項、第10項、第14項、第17項及び第21項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき費用共済金を支払わない旨の特約（「費用共済金不担保特約」という。）をすることができる。

第5款 収容農産物補償特約

（収容農産物補償特約の締結）

第178条 この組合は、組合員の建物総合共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって当該申込みに係る建物に収容される農産物（出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの及び乾燥・調製等の作業中のものを含む。以下「収容農産物」という。）に生じた損害を填補する旨の特約（以下「収容農産物補償特約」という。）をすることができる。

2 収容農産物補償特約は、共済目的の種類ごとにするものとする。

（共済目的の種類）

第179条 収容農産物補償特約に係る共済目的の種類は、次の各号のいずれかに掲げる収容農産物から組合員が選択したものとする。

- （1）米穀
- （2）麦
- （3）大豆

（共済責任期間）

第180条 収容農産物補償特約に係る共済責任期間は、次の各号のいずれかに掲げる期間から組合員が選択したものとする。

- （1）120日以下の期間で、組合員が申し出た始期から終期までの期間
- （2）収容農産物補償特約付建物総合共済の共済責任期間と同一の期間

（共済掛金の金額）

第181条 収容農産物補償特約に係る共済掛金の金額は、前条第1号に掲げる期間を共済責任期間とする場合にあっては次条第1項の単位当たり700円とし、前条第2号に掲げる期間を共済責任期間とする場合にあっては次条第1項の単位当たり2,100円とする。

（収容農産物損害共済金の支払額）

第182条 収容農産物補償特約に係る共済金（以下「収容農産物損害共済金」という。）の金額は、共済事故によって共済目的に生じた損害の額に相当する金額とする。ただし、共済目的の種類ごとに、100万円以上500万円以下の範囲内において、100万円を単位として組合員が申し出た金額を収容農産物損害共済金の支払の限度額（次項において「支払限度額」という。）とする。

2 共済事故が地震等である場合は、前項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金の金額は、前項の損害の額の100分の30に相当する金額とする。ただし、共済目的の種類

ごとに、支払限度額に100分の30を乗じて得た金額を収容農産物損害共済金の支払の限度額とする。

- 3 第1項の損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金を支払わないものとする。
- 4 第1項又は第2項の場合において、収容農産物損害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第155条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6款 継続申込特約

(継続申込特約の締結)

- 第183条 この組合は、組合員の建物共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、当該申込に係る第151条第1項の払込みの日から1年を下らず2年を超えない範囲内でその者が申出した期間内に到来する共済責任期間満了の日に第147条第3項の規定による更新の申込みがあったものとする特約（以下「継続申込特約」という。）をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8款で定める自動継続特約を付した共済関係には継続申込特約をすることができないものとする。
 - 3 継続申込特約の申出をした組合員は、第151条第1項の共済掛金等の払込期限までに継続申込特約による更新後の共済責任期間（2回更新する場合にあっては、その共済責任期間のすべて）に対する共済掛金等を一括して払い込まなければならないものとする。
 - 4 第151条第1項に規定する共済掛金等の払込期限までに前項の払込みがされないときは、継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

(共済掛金率等の変更)

- 第184条 この組合は、継続申込特約が締結される建物共済（以下「継続申込特約付建物共済」という。）の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この組合は、その共済責任期間開始の日の10日前までに遅滞なく組合員にその旨を通知することとする。
- 2 この組合は、前項の規定による変更後の共済掛金率等が適用される共済責任期間開始の日以後の継続申込特約付建物共済の共済掛金等についてこの組合が定めたところにより算出した過不足額を組合員に払い戻し、又は追徴するものとする。

第7款 共済掛金等分割払特約

(共済掛金等分割払特約の締結)

- 第185条 この組合は、建物共済の共済責任期間が1年間で、かつ、当該共済関係に係る共済掛金等の金額が〇万円以上の場合には、組合員の建物共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第151条第1項の規定にかかわらず、建物共済の共済掛金等を年2回又は4回に分割して、それぞれ共済掛金等の2分の1ずつ又は4分の1ずつを払い込む旨の特約（以下「共済掛金等分割払特約」という。）をすることができる。

- 2 組合員は、前項の規定により共済掛金等を2回又は4回に分割して払い込むことを認められた場合には、第144条第3項の承諾の通知に記載された払込期限までに前項の規定により分割して払い込まれる共済掛金等（以下「分割共済掛金等」という。）の第1回分をこの組合に払い込まなければならないものとし、第2回以降の分割共済掛金等を、2回に分割して払い込む場合にあっては第1回分の払込期限から起算して6箇月を経過した日までに、4回に分割して払い込む場合にあっては第1回分の払込期限の日からそれぞれ3箇月を経過した日、6箇月を経過した日及び9箇月を経過した日までにこの組合に払い込まなければならないものとする。
- 3 前項の場合において、第2回以降の分割共済掛金等の払込期限後14日間は払込みの猶予期間とする。
- 4 共済掛金等分割払特約が締結される建物共済の共済責任は、第146条の規定にかかわらず、この組合が組合員から第1回分の分割共済掛金等の払込みを受けた日（第146条の2第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても第1回分の分割共済掛金等を領収する前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

（分割共済掛金等不払の場合の共済関係の解除）

- 第186条 この組合は、前条第3項に規定する猶予期間までに、その猶予期間までに払い込まれるべき分割共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。
- 2 前項に規定する解除は、猶予期間の初日から効力を有する。
 - 3 第1項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は払込みを受けた共済掛金等は返還しないものとする。また、解除の効力が生じる日までにこの組合が共済金を支払うべき損害が生じていたときは、組合員は未払込の分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならない。

（共済関係が消滅する場合の分割共済掛金等の払込）

- 第187条 第163条第2項の規定により共済関係が消滅する場合には、組合員は未払込の分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならない。

（追加共済掛金等）

- 第188条 第10条第5項及び第152条第8項の規定により、この組合が共済掛金等を追加請求する場合には組合員はその全額を一時に払い込まなければならない。

第8款 自動継続特約

（自動継続特約の締結）

- 第189条 この組合は、組合員の建物共済に係る第143条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済責任期間満了の日の属する月の前月10日（以下「自動継続意思確認日」という。）までにその者から解除の意思表示がないときは、当該申込みに係る共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係の

更新の申込みがあったものとする旨の特約（以下「自動継続特約」という。）をすることができる。この場合において、更新の回数は9回を限度として組合員が申し出た回数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6款で定める継続申込特約を付した共済関係には自動継続特約をすることはできないものとする。
- 3 自動継続特約の申出をした組合員は、継続前の共済責任期間の満了日までに自動継続特約による更新後の共済責任期間に対する共済掛金等を払い込まなければならない。

（更新後の共済責任期間に対する共済掛金等の払込期限の猶予）

第189条の2 前条第3項に規定する払込期限後14日を払込みの猶予期間とし、この猶予期間の末日までに、更新後の建物共済に係る共済責任期間に対する共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

- 2 前項に規定する解除は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から効力を有する。
- 3 第146条ただし書の規定にかかわらず、第1項の払込みの猶予期間の末日までに共済掛金等の払込みがあった場合は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から共済責任が始まったものとみなす。

（共済掛金率等の変更）

第190条 この組合は、自動継続特約が締結される建物共済の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この組合は、自動継続意思確認日の14日前までに遅滞なく組合員にその旨を通知することとする。

第3節 農機具共済

第1款 通 則

（共済関係の成立）

第191条 農機具共済の共済関係は、農機具ごとに、組合員がその所有し、又は管理する農機具をこの組合の農機具共済に付することを申し込み、この組合がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

（農機具共済の申込み）

第192条 組合員が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した農機具共済申込書をこの組合に提出しなければならない。

- （1）組合員の氏名及び住所（組合員が法人である場合には、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- （2）共済責任期間の始期及び終期
- （3）農機具共済の種類、共済目的である農機具の種類及び共済金額（農機具更新共済にあつては共済金額のほか新調達価額（第196条の新調達価額をいう。）、経年減価額（第223条の経年減価額をいう。）及び減価共済金額（第225条の減価共済金額をいう。第203条において同じ。））

- (4) 当該農機具を格納する建物の所在地番又は設置する場所
 - (5) 当該農機具を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額
 - (6) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 農機具損害共済において、農機具の付属装置を共済目的とする場合には、その旨を前項第6号の事項として記載しなければならない。
- 3 この組合は、組合員から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを組合員に通知するものとする。
- 4 第1項の農機具共済申込書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第193条 この組合は、組合員から第191条の規定による申込みを受けたときは、その申込みに係る共済目的につき、農機具共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、農機具共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

(共済金支払の免責)

第194条 この組合は、次の場合には、農機具共済に係る損害について共済金（共済責任の終了又は満了に伴う経年減価によって生じた損害について支払うものを除く。以下「災害共済金」という。）の支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき
- (2) 組合員が第14条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき
- (3) 組合員が第15条第1項及び第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (4) 組合員が第15条第8項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき

(支払責任のない損害)

第195条 この組合は、次に掲げる損害について、農機具共済に係る災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 地震等によって生じた共済事故による損害
- (2) 原子力によって生じた共済事故による損害
- (3) 運転者の悪意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- (4) 農機具更新共済にあつては、第229条第1項の規定により共済関係が復活した場合において、当該共済関係の失効したときから復活したときまでの期間に火災・自然災害等により生じた損害
- (5) 故障、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって生じた損害

- (6) 凍結によって生じた損害
- (7) 消耗部品にのみ生じた損害
- (8) 農作業以外の使用目的による事故によって生じた損害

(損害額の算定)

第195条の2 農機具共済において、この組合と当該組合員との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額によって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

(超過共済)

第196条 農機具共済の共済関係の成立時において共済金額が新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額をいう。以下同じ。）を超えていたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。ただし、共済価額について約定した一定の価額があるときは、この限りではない。

(告知義務違反による解除)

第197条 組合員は、第191条の規定による申込みの当時、農機具共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該農機具共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第191条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。

(重大事由による解除)

第198条 組合は、次に掲げる事由がある場合には、農機具共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第199条 農機具共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により農機具共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第197条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第200条 農機具共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、譲受人又は相続人その他の包括承継人が当該農機具共済の共済関係に関し、譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 農機具共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該農機具共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。

3 前項の場合において、その滅失が組合員の責めに帰することのできない事由によるときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することができるものとする。

(共済関係の消滅及び終了)

第201条 組合員が組合員たる資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間（農機具更新共済にあっては、その時の属する共済掛金期間）の満了の時に、農機具共済の共済関係は消滅するものとする。

2 農機具損害共済の共済関係は、当該農機具に係る災害共済金の支払額の合計額が当該共済金額（共済金額が新調達価額を超えるときは、新調達価額に相当する金額。第216条第1項、第231条第1項第1号並びに第236条第1項及び第2項において同じ。）に相当する金額となったときは、その時に消滅するものとする。

3 農機具更新共済の共済関係は、当該農機具に係る第230条第1号の損害の額の新調達価額に対する割合が、耐用年数から既に経過した年数（1年に満たない端数月は切り捨てる。以下同じ。）を差し引いた年数の耐用年数に対する割合以上となる火災・自然災害等が発生したときは、その時に終了するものとする。

- 4 農機具更新共済の共済関係であつて第227条第5項の規定によりその効力を失つたものについては、その効力を失つたときから起算して1年以内に第229条第1項の規定による当該共済関係の復活がなされなかつた場合において、その効力を失つたときから起算して1年を経過したときに消滅するものとする。

(通知義務)

第202条 次の事実が発生した場合には、組合員は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この組合に通知し、この組合の承認を申請しなければならない。ただし、第5号の場合においてその破損が軽微であるとき及び第7号の場合においてその事実がなくなつたときは、この限りでない。

(1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。

(2) 共済目的を譲渡すること。

(3) 共済目的を解体し、又は廃棄すること。

(4) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること。

(5) 共済目的が共済事故以外の原因により破損し、又は滅失したこと。

(6) 共済目的を格納する建物又は共済目的を設置する場所を変更すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、共済目的について危険が著しく増加すること。

2 組合員が前項の規定による義務を怠つたときは、この通知前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

3 この組合は、第1項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、農機具共済の共済関係を解除することができる。

4 前項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。

5 この組合は、第1項の規定による申請があつたときは、その申請を承認するかどうかを決定して組合員に通知するものとする。

6 この組合は、第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。

7 農機具損害共済にあつては、第1項の申請を受けた場合において、この組合がその申請を承認したときは、この組合は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は、将来に向かつてのみ効力を有する。

(共済関係成立時の書面交付)

第203条 組合は、農機具共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 組合の名称

(2) 組合員の氏名又は名称

(3) 共済事故

(4) 共済責任期間の始期及び終期

- (5) 共済金額（農機具更新共済にあつては、共済金額のほか、新調達価額及び減価共済金額）
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項（共済目的である農機具の種類、当該農機具を格納する建物の所在地番、当該農機具を設置する場所等）
- (7) 共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項、第2項及び第8項、第192条第4項、第202条第1項並びに第204条第2項の通知等をすべき事項（臨時費用担保特約付農機具共済にあつては、第237条の通知すべき事項を加えること。）
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

（復旧義務）

第204条 共済目的に損害が生じたときは、組合員は、その損害の生じた時から1年以内に共済目的を復旧しなければならない。

ただし、その損害に係る災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む組合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができる。

- 2 組合員は、前項の復旧をしたときは、遅滞なく、書面をもってその旨をこの組合に通知しなければならない。
- 3 この組合は、共済目的である農機具に生じた損害について、復旧前においては、次項に掲げる災害共済金を支払い、復旧後においては、農機具損害共済にあつては第216条第1項に規定する災害共済金との差額を、農機具更新共済にあつては第231条第1項第1号に規定する災害共済金との差額を支払うものとする。
- 4 第1項の復旧をしない場合の災害共済金は、農機具損害共済にあつては第215条に規定する損害の額を、農機具更新共済にあつては第230条第1号に規定する損害の額を時価損害額（損害の額に別表第○号に定める経年減価残存率を乗じた額をいう。）として算出される金額とする。

（備考）

災害共済金を一度払とする組合にあつては、第3項を次の例により規定すること。

- 3 この組合が共済目的である農機具が復旧されることが確実と認め、農機具損害共済にあつては第216条第1項に規定する災害共済金を、農機具更新共済にあつては第231条第1項第1号に規定する災害共済金を仮渡しした場合において、第1項の期間内に同項の復旧がされない場合には、組合員は、その受領した災害共済金と次項に規定する災害共済金との差額をこの組合に返還しなければならない。

（残存物）

第205条 この組合は、農機具共済の共済目的の全部が滅失した場合において、組合員が当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この組合が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、

この限りでない。

(農機具共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第206条 理事は、農機具共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した農機具共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。

3 組合員は、いつでも、第1項の農機具共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済掛金率の設定及び変更)

第207条 この組合は、別に定めるところにより農機具共済の共済掛金率を設定し、又は変更するものとする。

2 前項の規定により農機具共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合は、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

(備考)

1 特定組合にあつては、第2項を削ること。

2 農機具損害共済において、割引・割増係数（組合員の危険の程度に応じた割引率、割増率をいう。）を設定する組合にあつては、第1項及び第2項中「共済掛金率」の次に「及び割引・割増係数」を加えること。

(約款)

第208条 この組合は、農機具共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

2 前項の規定により農機具共済に係る約款を定めた場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(備考)

特定組合にあつては、第2項を削ること。

第2款 農機具損害共済

(共済責任の開始)

第209条 農機具損害共済に係る共済責任は、この組合が組合員から共済掛金等の払込みを受けた日（第203条第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときは、その日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

(共済責任期間)

第210条 農機具損害共済に係る共済責任期間は、1年とする。

- 2 この組合の農機具損害共済に付される農機具に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、農機具損害共済の共済責任期間を1年未満とすることができる。
- 3 前2項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。
- 4 組合員が、大規模地震対策特別措置法第9条第1項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した農機具損害共済の共済関係に係る農機具を、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの組合の農機具損害共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

(共済金額)

第211条 農機具損害共済の共済金額は、〇万円を下らず新調達価額（新調達価額が〇万円を超える場合にあっては、その額）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

- 2 農機具損害共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

(共済掛金等の金額)

第212条 農機具損害共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に第206条第1項の農機具共済掛金率等一覧表に掲げる農機具損害共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

(共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法)

第213条 第191条の規定により共済関係が成立した者は、第192条第3項の承諾の通知に記載された払込期限までに、農機具損害共済に係る共済掛金等をこの組合に払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第191条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 第210条第3項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、組合員は、当該共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの組合に払い込まなければならない。
- 4 この組合が第10条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第202条第7項又は次条第5項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して14日以内に、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの組合に払い込まなければならない。

ただし、大規模地震対策特別措置法第9条第1項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が

到達した日の翌日から起算して14日が経過する場合は、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該差額を払い込むものとする。

- 5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 6 農機具損害共済に係る共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(共済目的の入替え)

- 第214条 組合員が、農機具損害共済の共済目的である農機具を共済責任期間中に廃棄しかつ、当該農機具に代えて、これと同一の用途に供されるもので同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した場合において、この組合が共済目的の入替えを承諾したときは、当該共済目的について存した農機具損害共済の共済関係は、当該新規の農機具について存続するものとする。
- 2 前項の規定による承諾を受けようとする組合員は、農機具損害共済の共済目的である農機具を廃棄した日から14日以内に新規の農機具の状況を明らかにする書面を添えて、この組合に承諾の申請をしなければならない。
 - 3 この組合は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して当該申請をした者に通知するものとする。
 - 4 第1項の規定による共済目的の入替えは、前項の承諾の通知があった時（新規の農機具の取得前に承諾の通知があった場合には、当該取得の時）からその効力を生ずる。
 - 5 この組合は、第2項の申請を受けた場合において、その申請を承諾したときは、共済掛金等の増額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額は、将来に向かってのみ効力を有する。

(損害の額)

- 第215条 この組合が支払うべき農機具損害共済の災害共済金に係る損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、当該農機具をその損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額によって定めるものとする。

(共済金の支払額)

- 第216条 農機具損害共済に係る災害共済金は、1の事故につき、共済事故によって生じた損害の額に共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とする。
- 2 第11条第1項の規定による義務を怠ったときは、前条の規定による損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を前項の損害の額とみなす。
 - 3 同一の共済目的について災害共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とする。）を超えるときは、災害共済金は、第1項の規定にかかわらず、損害の額にこの組

合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による災害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が前条の損害の額に満たないときは、この組合は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を災害共済金とし、同項の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 5 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 6 前条の規定による損害の額が当該共済目的にかかる新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項又は前3項の規定にかかわらず、災害共済金を支払わないものとする。

(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)

第217条 他人の農機具を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該農機具を農機具損害共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該農機具の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

- 2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該農機具の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(無事戻し)

第218条 この組合は、毎事業年度、農機具損害共済について、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに、引き続き○年間にわたり災害共済金の支払を受けないか、又は当該期間中に支払を受けた災害共済金の金額が当該期間中の共済掛金の金額の100分の10に相当する金額に満たない場合（当該事業年度の前○事業年度間に無事戻しを受けた場合を除く。）には、総代会の議決を経て、当該100分の10に相当する金額（当該期間中に災害共済金の支払を受けたときは、当該100分の10に相当する金額から当該災害共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをするものとする。

- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第57条第2項の特別積立金の金額に○○県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 農機具損害共済について無事戻しを行わない組合にあっては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 農機具損害共済について共済責任を保有しない組合にあっては、第2項中「定款第57条第2項の特別積立金の金額に」及び「を加えた金額」を削ること。
- 3 特定組合にあっては、第2項中「に〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額」を削ること。

第3款 農機具更新共済

（共済責任の開始）

第219条 農機具更新共済に係る共済責任は、この組合が組合員から最初の共済掛金期間に対する共済掛金等の払込みを受けた日（第203条第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときは、その日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても最初の共済掛金期間に対する共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

（共済責任期間）

第220条 農機具更新共済に係る共済責任期間は、3年を下らず、別表第〇号に掲げる当該農機具の耐用年数を超えない範囲内において、別表第〇号に掲げる期間とする。ただし、当該農機具の取得から、1年以上経過したものについては、当該共済目的の耐用年数から、既に経過した年数を差し引いた年数の範囲内の期間とする。

（共済責任期間の短縮）

第221条 農機具更新共済の共済関係の成立後1年を経過した日以後において、組合員から請求があったときは、共済責任期間を短縮することができるものとする。この場合には、当該組合員から共済責任期間の短縮に伴って生ずる共済掛金等の不足額を追徴するものとする。

- 2 前項の共済責任期間の短縮は、当該組合員が同項の規定により不足額を払い込んだときに第203条第1項の書面に記載するものとし、共済責任期間の短縮は、当該記載によってその効力を生ずるものとする。

（共済掛金期間）

第222条 農機具更新共済に係る共済掛金期間は、1年とする。

- 2 農機具更新共済に係る最初の共済掛金期間は、第219条の規定により農機具更新共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

（経年減価額）

第223条 農機具更新共済の経年減価額（以下「経年減価額」という。）は、新調達価額に共済責任期間の耐用年数に対する割合を乗じて得た額とする。

（共済金額）

第224条 農機具更新共済の共済金額は、〇万円を下らず新調達価額（新調達価額が〇万円を超える場合にあっては、その額）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

2 農機具更新共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

（減価共済金額）

第225条 農機具更新共済の減価共済金額（以下「減価共済金額」という。）は、経年減価額（経年減価額が前条の共済金額を超える場合にあっては、その共済金額）の範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

（共済掛金等の金額）

第226条 農機具更新共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に共済責任期間ごと、共済金額ごと及び減価共済金額ごとに第206条第1項の農機具共済掛金率等一覧表に掲げる農機具更新共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

（共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法）

第227条 第191条の規定により共済関係が成立した者は、第192条第3項の承諾の通知に記載された払込期限までに、農機具更新共済に係る最初の共済掛金期間に対する共済掛金等をこの組合に払い込まなければならないものとする。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第191条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

3 組合員は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する共済掛金等をこの組合に払い込まなければならない。

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して14日間は、払込みの猶予期間とする。

5 前項の猶予期間を経過したときは、当該農機具更新共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

6 農機具更新共済に係る共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（共済掛金等の前納）

第228条 組合員は、この組合の承諾を得て、次回以降の共済掛金期間に係る共済掛金等の全部又は一部を前納することができる。この場合、共済掛金等は、第226条の規定に基づき算出される額からこの組合が別に定める率で計算した額を割り引くものとする。

2 天災地変その他やむを得ない事由があるときは、組合員は、前納された共済掛金等のうち、まだ到来していない共済掛金期間に対応する共済掛金等の払戻しを請求することができるものとする。この場合において、この組合は、その請求を承諾したときは、その払戻しを請求された共済掛金等とこの組合が別に定める率で計算した額との合計額を組合員に

払い戻すものとする。

(共済関係の復活)

第229条 第227条第5項の規定により共済関係の効力を失ってから1年以内においては、組合員の申込みにより当該共済関係を復活させることができる。この場合には、当該組合員は、当該共済関係が失効した日の属する共済掛金期間に係る共済掛金等に相当する未納金額に当該共済関係が失効した日から当該未納金額を納入する日までの満月数（月未満の端数は切り捨てる。）に応じて年〇パーセントの割合で算出した延滞利息を加算して得た金額をこの組合に納入しなければならない。

- 2 前項の共済関係の復活の効力は、当該組合員が前項の金額を納入したときから生ずるものとする。
- 3 第197条の規定は、第1項の規定による共済関係の復活について準用する。

(損害の額)

第230条 この組合が支払うべき農機具更新共済の共済金に係る損害の額は、火災・自然災害等による損害にあつては第1号、共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害にあつては第2号に掲げる金額によって定めるものとする。

- (1) 共済目的の新調達価額を限度として、当該農機具をその損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額
- (2) 当該農機具更新共済の経年減価額に既に経過した共済責任期間の年数（1年に満たない端数月は1年に切り上げる。）の当該共済責任期間の年数に対する割合を乗じて得た額

(共済金の支払額)

第231条 農機具更新共済に係る共済金は、次の金額とする。

- (1) 災害共済金にあつては、1の事故につき、共済事故によって生じた損害の額に、共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額
- (2) 減価共済金（共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害について支払う共済金をいう。）にあつては、損害の額を限度として、農機具更新共済の申込みの際に申し出た減価共済金額に、次の算式により算出した割合を乗じて得た金額

$$\frac{M}{N} \times \left[1 - \frac{B}{A} \right]$$

Mは、共済責任の終了又は満了の時ににおける既に経過した共済責任期間の年数

Nは、共済責任期間

Bは、前号の規定により支払われる災害共済金

Aは、共済金額

- 2 第11条第1項の規定による義務を怠ったときは、前条第1号の規定による損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を前項第1号の損害の額とみなす。
- 3 同一の共済目的について災害共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、

それぞれ共済関係等につき、他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とする。）を超えるときは、災害共済金は、第1項第1号の規定にかかわらず、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による災害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が前条第1号の損害の額に満たないときは、この組合は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を災害共済金とし、同項第1号の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 5 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 6 前条第1号の規定による損害の額が当該共済目的に係る新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項第1号又は前3項の規定にかかわらず、災害共済金は支払わないものとする。

第4節 農機具共済の特約

第1款 付保割合条件付実損填補特約

（付保割合条件付実損填補特約の締結）

第232条 この組合は、組合員の農機具損害共済に係る第191条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、この組合が支払うべき災害共済金（火災・自然災害等によって生じた損害について支払うものに限る。以下この款において同じ。）をこの組合と当該組合員との間であらかじめ約定した割合（以下「約定割合」という。）に基づき算出する旨の特約（以下「付保割合条件付実損填補特約」という。）をすることができる。

（共済金の支払額）

第233条 この組合は、付保割合条件付実損填補特約が付された農機具損害共済（以下「付保割合条件付実損填補特約付農機具損害共済」という。）に係る災害共済金として、第216条第1項の規定にかかわらず、1の事故につき、共済金額（未使用の状態で取得された農機具にあつては新調達価額、中古購入農機具にあつては当該農機具を購入するために要した費用又は時価額のいずれか低い額を限度とする。以下この項において同じ。）を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を組合員に支払うものとする。

- （1）共済金額が新調達価額に第203条第1項の書面記載の約定割合を乗じて得た額以上の場合 損害の額

(2) 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額未満の場合 損害の額に共済金額の新調達価額に約定割合を乗じて得た額に対する割合を乗じて得た金額

- 2 付保割合条件付実損填補特約付農機具損害共済に係る共済目的について、災害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第216条第3項から第5項までの規定を準用する。

(読替え)

第234条 付保割合条件付実損填補特約付農機具損害共済についての第196条並びに第214条第1項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「新規の農機具」とあるのは、「新規の農機具又は中古購入農機具」とする。

第2款 臨時費用担保特約

(臨時費用担保特約)

第235条 この組合は、組合員の農機具共済に係る第191条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害に伴う臨時の費用の額を臨時費用共済金として支払う旨の特約（以下「農機具臨時費用担保特約」という。）をすることができる。

(臨時費用共済金の額)

第236条 前条の臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済にあつては第215条の損害の額の、農機具更新共済にあつては第230条第1号の損害の額の新調達価額に対する割合をいう。）の100分の10を乗じて得た額とする。

- 2 前項の場合において、第4項に掲げる者が、火災・自然災害等に直接起因する次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する金額（以下「傷害費用共済金」という。）を前項の金額に加算するものとする。

(1) 被害の日から200日以内の死亡又は後遺障害を被ったとき 1名ごとに共済金額の100分の30に相当する金額又は50万円のいずれか低い金額

(2) 30日以上入院加療（原因のいかんを問わず、頸部症候群又は腰痛等で他覚症状のないものを除く。以下「傷害」という。）を要したとき 1名ごとに共済金額の100分の5に相当する金額又は20万円のいずれか低い金額

- 3 前項に規定する傷害費用共済金は、組合員（組合員が死亡したときは、その法定相続人）に支払うものとする。ただし、法定相続人が2人以上ある場合には、その受取割合は、法定相続分の割合とする。

- 4 傷害費用共済金の対象者は、次のとおりとする。

(1) 組合員及び共済目的の所有者（組合員及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者）

(2) 組合員及び共済目的の所有者の親族

(3) 組合員及び共済目的の所有者の使用人

- 5 同一の共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任

額の合計額が第1項に規定する額（他の共済関係等において、臨時費用共済金の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とする。以下この項において「農機具臨時費用担保特約に係る限度額」という。）を超えるときは、臨時費用共済金の額は、同項の規定にかかわらず、農機具臨時費用担保特約に係る限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が農機具臨時費用担保特約に係る限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に農機具臨時費用担保特約に係る限度額に満たない額を加えた金額とする。

- 6 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 7 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 8 同一の共済目的について、傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係が存する場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2項に規定する金額を超えるときは、傷害費用共済金は、同項に規定する金額にこの共済関係の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

（死亡・後遺障害又は傷害発生通知）

第237条 組合員（組合員が死亡した場合は、法定相続人）は、火災・自然災害等によって共済目的に損害が発生し、かつ、前条第4項に掲げる者が死亡又は後遺障害若しくは傷害を被ったときは、遅滞なく、この組合に通知するものとする。

第3款 継続申込特約

（継続申込特約の締結）

第238条 この組合は、組合員の農機具損害共済に係る第191条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、当該申込みに係る第213条第1項の払込みの日から1年を下らず4年を超えない範囲内でその者が申し出た期間内に到来する共済責任期間満了の日に第210条第3項の規定による更新の申込みがあったものとする特約（以下「農機具継続申込特約」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5款で定める自動継続特約を付した共済関係には農機具継続申込特約をすることができないものとする。
- 3 農機具継続申込特約の申出をした組合員は、第213条第1項の共済掛金等の払込期限までに農機具継続申込特約による更新後の共済責任期間（2回以上更新する場合にあっては、その共済責任期間の全て）に対する共済掛金等を一括して払い込まなければならないものとする。
- 4 第213条第1項に規定する共済掛金等の払込期限までに前項の払込みがされないときは、農機具継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

（共済掛金率等の変更）

第239条 この組合は、農機具継続申込特約が締結される農機具損害共済（以下「継続申込特約付農機具損害共済」という。）の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後に初めて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この組合は、その共済責任期間開始の日の10日前までに、遅滞なく、組合員にその旨を通知するものとする。

- 2 この組合は、前項の規定による変更後の共済掛金率等が適用される共済責任期間開始の日以後の継続申込特約付農機具損害共済の共済掛金等について、この組合が定めたところにより算出した過不足額を組合員に払い戻し、又は追徴するものとする。

第4款 共済掛金等分割払特約

（共済掛金等分割払特約の締結）

第240条 この組合は、農機具共済の共済責任期間（農機具更新共済にあっては、共済掛金期間）が1年間で、かつ、当該共済関係に係る共済掛金等の金額が〇万円以上の場合には、組合員の農機具共済に係る第191条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第213条第1項及び第227条第1項の規定にかかわらず、農機具共済の共済掛金等を年2回又は4回に分割して、それぞれ共済掛金等の2分の1ずつ又は4分の1ずつを払い込む旨の特約（以下「農機具共済掛金等分割払特約」という。）をすることができる。

- 2 組合員は、前項の規定により共済掛金等を2回又は4回に分割して払い込むことを認められた場合には、第192条第3項の承諾の通知に記載された払込期限までに前項の規定により分割して払い込まれる共済掛金等（以下「農機具分割共済掛金等」という。）の第1回分をこの組合に払い込まなければならないものとし、第2回以降の農機具分割共済掛金等を、2回に分割して払い込む場合にあっては第1回分の払込期限から起算して6箇月を経過した日までに、4回に分割して払い込む場合にあっては第1回分の払込期限の日からそれぞれ3箇月を経過した日、6箇月を経過した日及び9箇月を経過した日までにこの組合に払い込まなければならない。

- 3 前項の場合において、第2回以降の農機具分割共済掛金等の払込期限後14日間は払込みの猶予期間とする。

- 4 農機具共済掛金等分割払特約が締結される農機具共済の共済責任は、第209条及び第219条の規定にかかわらず、この組合が組合員から第1回分の農機具分割共済掛金等の払込みを受けた日（第203条第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときは、その日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても第1回分の農機具分割共済掛金等を領収する前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

（農機具分割共済掛金等不払の場合の共済関係の解除）

第241条 この組合は、前条第3項に規定する猶予期間までに、その猶予期間までに払い込まれるべき農機具分割共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

- 2 前項の解除は、猶予期間の初日から効力を有する。

- 3 第1項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は、払込みを受けた共済掛金等を返還しないものとする。解除の効力が生じる日までにこの組合が災害共済金を支払うべき損害が生じていたときは、組合員は未払込みの農機具分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならないものとする。

(共済関係が消滅する場合の農機具分割共済掛金等の払込み)

第242条 第200条第2項又は第3項の規定により共済関係が消滅する場合には、組合員は、未払込みの農機具分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならないものとする。

(追加共済掛金等)

第243条 第10条第5項及び第202条第7項の規定により、この組合が共済掛金等を追加請求する場合には、組合員は、その全額を一時に払い込まなければならないものとする。

第5款 自動継続特約

(自動継続特約の締結)

第244条 この組合は、組合員の農機具損害共済に係る第191条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済責任期間満了の日の属する月の前月10日（以下「農機具自動継続意思確認日」という。）までにその者から解除の意思表示がないときは、共済責任期間満了の日に共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係の更新の申込みがあったものとする旨の特約（以下「農機具自動継続特約」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3款で定める継続申込特約を付した共済関係には農機具自動継続特約をすることはできないものとする。
- 3 農機具自動継続特約の申出をした組合員は、継続前の共済責任期間の満了日までに農機具自動継続特約による更新後の共済責任期間に対する共済掛金等を払い込まなければならない。

(更新後の共済責任期間に対する共済掛金等の払込期限の猶予)

第244条の2 前条第3項において規定する払込期限後14日を払込みの猶予期間とし、この猶予期間の末日までに、更新後の農機具共済に係る共済責任期間に対する共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

- 2 前項に規定する解除は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から効力を有する。
- 3 第209条ただし書の規定にかかわらず、第1項の払込みの猶予期間の末日までに共済掛金等の払込みがあった場合は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から共済責任が始まったものとみなす。

(共済掛金率等の変更)

第245条 この組合は、農機具自動継続特約が締結される農機具損害共済の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この組合は、農機具

自動継続意思確認日の14日前までに、遅滞なく、組合員にその旨を通知するものとする。

第6款 地震等担保特約

(地震等担保特約の締結)

第246条 この組合は、組合員の農機具共済に係る第191条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、地震等を共済事故とする旨の特約（以下「地震等担保特約」という。）をすることができる。

2 地震等担保特約が付された農機具共済（以下「地震等担保特約付農機具共済」という。）については、第195条第1号の規定は、適用しない。

3 地震等担保特約付農機具共済についての第195条第4号、第200条第3項及び第230条の規定の適用については、これらの規定中「火災・自然災害等」とあるのは、「火災・自然災害等及び地震等」とする。

(地震等災害共済金の支払額)

第247条 地震等担保特約付農機具共済に係る地震等によって生じた損害について支払う災害共済金の額は、第216条第1項、第231条第1項第1号及び第233条第1項の規定にかかわらず、地震等によって生じた農機具に係る損害（その額が当該農機具の新調達価額の100分の5以上に相当する額以上のものに限る。）の額に共済金額の100分の50に相当する金額の新調達価額に対する割合を乗じた額とする。

2 前項の規定により農機具更新共済に係る災害共済金を支払うときは、第231条第1項第2号の規定にかかわらず、当該農機具更新共済に係る減価共済金は支払わないものとする。この場合において、前条第3項の規定により読み替えて適用される第200条第3項の規定により当該農機具更新共済の共済関係が終了するものとなるときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができるものとする。

3 第1項の場合において、災害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第216条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8章 損害評価会及び損害評価員等

(損害評価会の設置)

第248条 この組合に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代会の承認を得て選任した委員〇人以内をもって組織する。

(備考)

1 総代会を設けない場合にあっては、第3項中「総代会」を「総会」に改めること。

2 第2項中「〇人」は、各組合の事業の実態に応じて規定すること。

(損害評価会の委員の任期)

第249条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とす

る。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第250条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第251条 損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(備考)

部会を置かない組合にあっては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。

(損害評価会の会議)

第252条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第253条 この組合に損害評価員〇人以内を置く。

- 2 損害評価員は、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に従事する。
- 3 損害評価員は、組合長が理事会の承認を得て任免する。

(備考)

第1項中「〇人」は、各組合の事業の実態に応じて規定すること。

(共済連絡員)

第254条 この組合に、集落（又はこれに準ずる地区）ごとに共済連絡員を置く。

- 2 共済連絡員は、共済掛金の徴収、損害の通知の受理その他日常の組合の業務に関する事項について組合と担当地区内の組合員との連絡の任に当る。
- 3 共済連絡員は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。

(報酬)

第255条 損害評価会の委員、損害評価員及び共済連絡員には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

(備考)

総代会を設けない組合にあつては、「総代会」を「総会」に改めること。

第9章 家畜診療所

(備考)

家畜診療所を設けない組合にあつては、この章を削る等所要の手直しを行うこと。

(設置)

第256条 この組合に、家畜診療所を置く。

- 2 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止を行う。
- 3 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。
- 4 この共済規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で定める。
- 5 前項の家畜診療所運営規則は、理事会において定める。

(備考)

この規定は、単独経営の場合の規定であつて、共同経営の場合は、第1項及び第5項を次の例により規定すること。

(設置)

第256条 この組合は、〇〇農業共済組合と共同して、家畜診療所を設ける。

- 5 前項の家畜診療所運営規則は、〇〇農業共済組合の理事会と協議の上理事会において定める。

(家畜診療所運営委員)

第257条 家畜診療所の適正な運営を図るため、この組合に家畜診療所運営委員〇名を置く。

- 2 家畜診療所運営委員は、組合長の諮問に応じて、家畜診療所の運営に関する重要事項について調査し、組合長に建議する。
- 3 家畜診療所運営委員は、組合長が総代会の承認を得て委嘱する。
- 4 第249条の規定は、家畜診療所運営委員の任期について準用する。

(備考)

- 1 家畜診療所運営委員を置かない組合にあつては、この条及び次条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項中「〇人」は、各組合の実態に応じて規定すること。
- 3 総代会を設けない組合にあつては、第3項中「総代会」を「総会」に改めること。

(報酬)

第258条 家畜診療所運営委員には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

(備考)

総代会を設けない組合にあっては、「総代会」を「総会」に改めること。

別 記〔第127条関係〕

$$\frac{n}{12}$$

nは、当該共済責任期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）

別表第○号（第2条及び第220条関係）

農機具共済の共済目的及び耐用年数表

共 済 目 的		耐 用 年 数
種 類	機 種	

別表第○号（第204条関係）

経年減価残存率表

耐用 年数 経過 年数	3 年	4 年	5 年	8 年	10 年
1 年未満	100%	100%	100%	100%	100%
1 年	70	77.5	82	88.75	91
2 年	40	55	64	77.5	82
3 年	10	32.5	46	66.25	73
4 年		10	28	55	64
5 年			10	43.75	55
6 年				32.5	46
7 年				21.25	37
8 年				10	28
9 年					19
10 年					10

別表第○号（第220条関係）

農機具更新共済の共済責任期間

機 種	共 済 責 任 期 間
-----	-------------

	年	年	年	年	年
	年	年	年	年	年
	年	年	年	年	年
	年	年	年	年	年
	年	年	年	年	年
	年	年	年	年	年

【共済規程附属書】

農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程

第1条 この組合は、第18条の規定により、農業災害補償法に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済の共済金の適正なる支払の実施を図るため、この規程に定めるところにより共済金の支払を行う。

第2条 この組合の組合員は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済にかかる共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。

2 組合員は、前項により登録した金融機関を変更しようとするときは、速やかに、その旨組合に登録しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、組合員の登録した金融機関が経営不振のため預貯金の払戻しの制限又は停止をしている場合には、組合員は、いつでも登録変更の届出を行うことができるものとし、この場合、届出のあった日の翌日からこの組合は、当該組合員の登録を変更するものとする。

第3条 この組合の組合員が前条の規定により登録する金融機関は、この組合の事業区域内及び隣接市町村の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行並びに信用金庫とする。

第4条 この組合は、第3条の規定により組合員より金融機関の登録又は登録変更の届出があったときは、遅滞なく当該金融機関に連絡しなければならない。

2 この組合は、組合員より登録のあった金融機関に当該組合員の預貯金口座のない場合は共済金の支払を行うときに当該組合員の預貯金口座を開設するよう金融機関に依頼しなければならない。

第5条 この組合は、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に第2条の規定により組合員の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該組合員に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合員

に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

- (1) 第2条の規定により登録した金融機関が経営不振となり、共済金の支払時に預貯金の払戻しを停止し又は制限している場合
 - (2) 家畜共済に付されている家畜が死亡し、又は廃用となった場合
 - (3) その他現金をもって共済金の支払を行うことが特に必要と認められ、これについて県(都・道・府)知事の承認を受けている場合
- 2 家畜共済に付されている家畜に係る疾病又は傷害に関し指定獣医師(家畜共済に付されている家畜について診療の円滑適正を図るためにこの組合と指定獣医師契約を締結している獣医師をいう。以下同じ。)の診療を受けた場合で、組合員が当該診療に係る共済金の受領を当該指定獣医師に委任したときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、次項の規定により当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該診療に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合には、当該指定獣医師に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。
- 3 指定獣医師は前項の委任に係る共済金の支払を受ける金融機関をあらかじめ組合に登録しなければならない。
- 4 第2条第2項及び第3項、第3条並びに前条第1項の規定は前項の登録又はその変更について準用する。
- 5 この組合は、第1項の振込後又は第2項の振込後若しくは支払後遅滞なく、第1項の規定により振込みを行う場合にあっては当該組合員に対して支払通知書を、第2項本文の規定により振込みを行う場合にあっては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を、同項の委任を受けた指定獣医師に対して振込通知書を、同項ただし書の規定により現金をもって支払を行う場合にあっては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。

(備考)

- 1 家畜共済に付されている家畜に係る疾病又は傷害に関する指定獣医師の診療に係る共済金を当該指定獣医師に対し現金をもって支払おうとする組合にあっては、第5条第2項中「、次項の規定により当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該診療に係る共済金を振り込まなければならない」を「当該指定獣医師に対し現金をもって共済金の支払を行わなければならない」に改め、同項ただし書並びに同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第2項の振込後若しくは支払後」を「第1項の振込み後又は前項の支払後」に改め、「、第1項の規定により振込みを行う場合にあっては」及び「、第2項本文の規定により振込みを行う場合にあっては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を、同項の委任を受けた指定獣医師に対して振込通知書を、同項ただし書の規定により現金をもって支払を行う場合にあっては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を」を削り、同項を同条第3項とすること。
- 2 構成員の話合い等による合意形成に基づき農業の生産行程を集落を単位として計画的に遂行している集団であってその構成員に係る農作物の販売代金その他構成員の農業生産に係る金銭の全部又は一部を一括して取り扱っている等の要件を満たすも

のがその構成員である組合員を代理して当該組合員に係る共済金の支払を一括して受けることを認めようとする組合にあっては、第6条として次の例により加えること。

- 第6条 構成員の話合い等による合意形成に基づき農業の生産行程を集落を単位として計画的に遂行している集団であってその構成員に係る農作物の販売代金その他構成員の農業生産に係る金銭の全部又は一部を一括して取り扱っている等の要件を満たすもの（以下この条において「一括支払地域集団」という。）の代表者が、毎事業年度、この組合に対し、当該一括支払地域集団の構成員（以下この条において単に「構成員」という。）である組合員を代理して当該組合員に係る共済金の全部又は一部の支払を受けることを申し込んだとき（当該共済金の全部又は一部が金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれること（第4項各号のいずれかに該当する場合に当該各号に定めるところにより支払が行われることを含む。第6項において同じ。）につき当該組合員の同意があるときに限る。）は、この組合は、当該一括支払地域集団の代表者との間に共済金の支払に関する契約を締結することができる。
- 2 この組合と前項の契約を締結した一括支払地域集団の代表者は、当該契約に係る共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。
- 3 第2条第2項及び第3項、第3条並びに第4条第1項の規定は、前項の登録又はその変更について準用する。
- 4 この組合は、前条第1項の規定にかかわらず、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、第2項の規定により登録された金融機関の一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- （1）前条第1項第1号又は第3号に該当する場合であって、一括支払地域集団の代表者に対し現金をもって共済金の支払を行うとき。
- （2）この組合が一括支払地域集団の経理が適切に行われていないと認める場合その他特別の事情がある場合であって、構成員である組合員に対し前条第1項の規定により共済金の支払を行うとき。
- 5 この組合は、前条第1項本文の規定により振込みを行う場合にあっては、当該振込後遅滞なく、第1項の同意をした組合員に対して支払通知書を、第2項の一括支払地域集団の代表者に対して振込通知書を発行し、前項第1号の規定により現金をもって支払を行う場合にあっては当該支払後遅滞なく第1項の同意をした組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。
- 6 第1項の契約の締結後、構成員である組合員が当該組合員に係る共済金の全部又は一部が第2項の規定により登録された金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれることに同意した場合には、当該同意に係る共済金は第1項の契約に係る共済金とみなして、前2項の規定を適用することができる。
- 3 一括支払地域集団の代表者が現金をもって第1項の組合員に係る共済金の支払を一括して受けることを認めようとする組合にあっては、第6条第1項中「振り込まれること」の次に「又は当該一括支払地域集団の代表者に現金をもって支払われるこ

と」を加え、同条第2項中「一括支払地域集団」の次に「で当該契約に係る共済金が金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれることにつき構成員である組合員の同意があるもの（第4項及び第5項において「振込一括支払地域集団」という。）」を加え、同条第4項中「第2項の規定により登録された金融機関の一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込まなければならない」を「振込対象地域集団等にあつては第2項の規定により登録された金融機関の当該対象地域集団等の預金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込み、振込一括支払地域集団以外の一括支払地域集団でその代表者がこの組合と第1項の契約を締結したものにあってはその一括支払地域集団の代表者に現金をもって当該共済金を支払わなければならない」に、同項第1号中「一括支払地域集団」を「振込一括支払地域集団」に改め、同条第5項中「第2項の一括支払地域集団」を「振込一括支払地域集団」に、「前項第1号」を「前項本文又は同項第1号」に改め、同条第6項中「振り込まれること」の次に「又は当該一括支払地域集団の代表者に現金をもって支払われること」を加えること。

附 則 (備考)

制定しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 収穫共済に係る規定は、平成17年産（なつみかん及び農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号）による改正後の法第84条第1項第4号の政令で指定する果樹のうち規則で定めるものにあっては平成18年産）の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとする。
- 5 畑作物共済に係る規定は、平成16年産（ばれいしょ、さとうきび、茶及び蚕繭にあっては平成17年産）の農作物及び蚕繭に係る共済関係から適用するものとする。
- 6 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 7 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。

附 則（平成22年2月1日21経営第5586号）

- 1 この共済規程の変更は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規

定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。

- 3 改正後の第21条、第60条第6項から第8項まで、第71条の2、第71条の3第1項（第71条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第95条の3、第95条の4第1項（第95条の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第114条の3、第114条の4第1項（第114条の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第136条の2、第136条の3第1項（第136条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第148条第2項、第160条、第161条第1項（第160条の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第193条、第194条第1項（第193条の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号並びに第206条第2項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第73条第1項及び第2項、第138条第1項及び第2項、第165条第1項及び第2項並びに第212条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第73条第3項、第138条第3項、第165条第3項及び第212条第3項の規定を適用する。

附 則 (備考)

この附則は、共済事業を行う市町村がその行う共済事業の全部を廃止した場合において、法第85条の9第4項において準用する法第47条第1項の規定により共済関係が終了してから2週間以内にその廃止された事業の行われていた地域において共済事業を行う農業共済組合の場合である。

- 1 この共済規程は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。
- 2 法第85条の9第1項の規定により〇〇村（市町）が共済事業の全部を廃止した際現に〇〇村（市町）の家畜共済に付されていた家畜であって、当該家畜共済の共済関係が終了した日（以下「共済関係終了日」という。）から2週間以内にこの組合の家畜共済に付されたものについての第2条第2項第5号及び第6号の規定の適用については、この組合の家畜共済に係る共済責任は、〇〇村（市町）の家畜共済に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。
- 3 法第85条の9第1項の規定により〇〇村（市町）が共済事業の全部を廃止した際現に〇〇村（市町）の家畜共済に付されていた家畜（第56条第1項各号のいずれかに該当することとなった日から起算して2年以上前から共済関係終了日まで引き続き〇〇村（市町）の家畜共済に付されていたものに限る。）を共済関係終了日から2週間以内にこの組合の個別共済関係に係る家畜共済に付する場合には、同項の規定は適用しない。
- 4 次の各号の要件のすべてに適合する場合には、第56条第2項の規定は適用しない。
 - (1) 当該個別共済関係がこの組合の家畜共済に係る個別共済関係であって、法第85条の9第1項の規定により〇〇村（市町）が共済事業の全部を廃止した日から2週間以内に

新たに開始したものであること。

- (2) 当該個別共済関係に係る家畜が、第56条第1項の各号のいずれかに該当することとなった日から起算して2年以上前から共済関係終了日まで引き続き〇〇村（市町）の家畜共済に付されていたものであること。

5 次の各号の要件のすべてに適合する場合には、第55条第1項の規定にかかわらず、家畜共済の共済掛金期間を1年未満とすることができる。

- (1) 当該家畜共済の共済関係が、共済関係終了日から2週間以内に開始したものであること。

- (2) 当該共済関係に係る家畜が、法第85条の9第1項の規定により〇〇村（市町）が共済事業の全部を廃止した際現に〇〇村（市町）に付されていた家畜であること。

6 前項の規定により1年未満とされた共済掛金期間に係る組合員負担共済掛金の金額は、月割によって計算する。

7 次の各号の要件のすべてに適合する場合には、第67条第1項本文の規定は適用しない。

- (1) 当該共済事故がこの組合の家畜共済に係るものであること。

- (2) 当該共済事故に係る家畜が〇〇村（市町）が法第85条の9第1項の規定により共済事業の全部を廃止した日から2週間以内にこの組合の家畜共済に付されたものであること。

- (3) 当該共済事故に係る家畜が、法第85条の9第1項の規定により〇〇村（市町）が共済事業の全部を廃止した際現に〇〇村（市町）の家畜共済に付されていたものであること。

- (4) 当該共済事故が、〇〇村（市町）との間に存した共済関係において、法第111条の8第2項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。

- (5) この組合との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時に、当該開始の時の共済価額が〇〇村（市町）との間に存した家畜共済の共済関係の終了の時の共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又はこの組合における第60条第1項で定める最低割合が〇〇村（市町）における条例第〇条第〇項で定める最低割合を超える場合において、当該開始の時の共済価額にこの組合における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

附 則（平成22年3月30日21経営第7191号）

この共済規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日23経営第670号）

- 1 この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）の施行の日（平成23年 月 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 変更後の第2条第1項第2号及び第2項第2号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 6 月20日23経営第670号）

- 1 この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可を受けて、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成23年10月 1 日）から施行する。
- 2 変更後の第 2 条第 2 項第 2 号の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附則（平成23年 9 月30日23経営第1814号）

- 1 この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成23年10月 1 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 変更後の第 2 条第 2 項第 2 号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附則（平成25年 1 月27日25経営第3018号）

- 1 この共済規程の変更は、平成26年 4 月 1 日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第199条第 1 項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する

附則（平成27年 1 月 9 日26経営第2541号）

この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成27年 2 月 1 日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

附則（平成27年 4 月27日26経営第3488号）

この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

附則（平成28年 3 月31日27経営第3406号）

- 1 この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日又は平成28年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。ただし、平成28年 4 月 1 日以前に〇〇県（都道府）知事の認可があったときは、この共済規程の変更の施行の日前においても、変更後の第178条第 1 項の規定の例により、この組合は、建物総合共済（平成28年 4 月 1 日以後に共済責任期間の開始するものに限る。）について収容農産物補償特約（同項に規定する収容農産物補償特約をいう。以下同じ。）をすることができる。
- 2 この共済規程の変更の施行の日から平成29年 3 月31日までの間は、変更後の第178条第 1 項の規定にかかわらず、この組合は、建物総合共済の共済責任期間の開始後においても、組合員の申出により収容農産物補償特約をすることができる。

- 3 組合員は、前項の申出をしたときは、この組合の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して2週間以内に、収容農産物補償特約に係る共済掛金及び事務費賦課金をこの組合に払い込まなければならない。

附則（平成29年6月21日29経営第731号）

この共済規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成29年7月1日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。